

平成29年度

包括外部監査結果報告書

「観光行政に関する事務の執行について」

平成30年3月

奈良市包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】包括外部監査対象期間.....	1
【5】外部監査の方法.....	2
1. 監査の要点及び視点	2
2. 主な監査手続.....	2
【6】外部監査の実施時期	2
【7】外部監査補助者の資格と名称.....	2
【8】利害関係	2
【9】財務情報等.....	2
第2 市の観光施策の概要	3
【1】観光計画の概要.....	3
1. 奈良市第4次総合計画（後期基本計画）	3
2. 奈良市観光交流推進計画.....	4
3. 奈良市観光振興計画	5
【2】市の観光概況	8
1. 観光客数の動向	8
2. 外国人客数の動向.....	9
【3】予算及び決算の状況	11
1. 平成28年度の観光費予算・決算の概要.....	11
2. 観光費予算・決算の推移.....	12
【4】実施体制	13
1. 各担当部署（観光経済部）	13
2. 観光施設	14
3. 公益社団法人奈良市観光協会	16
【5】監査対象とした事業について.....	18
第3 監査の結果及び意見の総括	20
【1】観光費全般について発見された監査の結果及び意見の要約	20
【2】個別の観光事業について発見された監査の結果及び意見の要約.....	29
第4 個別事業に係る監査の結果及び意見.....	42
【1】針テラス運営管理経費.....	42

【2】奈良町にぎわいの家運営管理経費	48
【3】奈良町からくりおもちゃ館運営管理経費	51
【4】ならまち格子の家運営管理経費	53
【5】転害門前観光駐車場運営管理経費	57
【6】柳生観光協会補助経費.....	58
【7】柳生の里観光施設運営管理経費	61
【8】平城宮跡内イベント経費	64
【9】ライトアップ事業経費.....	68
【10】奈良市観光協会補助経費.....	72
【11】観光案内所運営管理経費.....	76
【12】奈良町南観光案内所運営管理経費	79
【13】観光センター整備事業	81
【14】総合観光案内所整備事業.....	82
【15】鹿苑整備事業負担金事業.....	83
【16】奈良の鹿保護育成事業負担金経費	85
【17】各種観光振興団体補助経費	91
【18】ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費	96
【19】観光便所・待機所管理経費.....	101
【20】奈良県ビジターズビューロー負担金経費	104
【21】奈良町振興補助経費	107
【22】各種観光振興団体負担金等経費（観光戦略課所管）	110
【23】各種観光振興団体負担金等経費（観光振興課所管）	114
【24】外国人観光客誘致促進経費.....	115

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

観光行政に関する事務の執行について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

近年、著しい経済成長を背景にアジア地域から日本を訪れる観光客が増加しており、今後オリンピック・パラリンピック東京大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西が開催されることで、外国人観光客の更なる増加が見込まれる。

世界遺産をはじめとする観光資源を多く有する国際文化観光都市である奈良市の直近10年間の観光客数は、年1,300～1,400万人と横ばいである。「平城遷都1300年祭」が開催された平成22年に1,800万人を超えたものの、観光客や宿泊客を増加させることは奈良市の観光行政の課題の1つとなっている。

観光客や宿泊客の増加は、飲食業、宿泊業、小売業をはじめとする地域産業に大きな波及効果を及ぼすことが予想されるため、より多くの観光客が奈良市を訪れ、快適に旅行を楽しめるよう、奈良市は受入環境の整備に取り組んでいる。さらに、地域の観光関連事業者による取組を支援するなど、事業者との協働を図り、地域を挙げての観光まちづくりを促進し、観光が地域経済の発展に寄与するような仕組みづくりを推進しているところである。

また、奈良市は、「奈良市第4次総合計画（後期基本計画）」において、重点戦略の一つとして、「観光力アップ戦略」を掲げている他、「奈良市観光振興計画～市場の視点、産業の観点から～」において、「奈良市ならではの良さ」を観光客の視点から捉えなおし、観光戦略として3つの柱と8つのアクションを定めて、観光行政を重要施策のひとつとしている。

これらの点を踏まえ、奈良市の観光行政に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、「奈良市ならではの良さ」を活かして効果的かつ効率的に実施されているかどうかを検討することは有用であると判断し、本年度のテーマに選定することとした。

【4】包括外部監査対象期間

平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成29年度の一部についても監査対象とした。

【5】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

市が実施する観光行政に関する事務について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- ▶ 事業に係る事務の執行や手続等が、関連法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ▶ 事業は目的に対して有効であるか
- ▶ 事業に係る事務の執行や手続等が、効率的に行われているか

2. 主な監査手続

- 各観光事業の所管部署の担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧を行うことで、各事業の概要を把握した。
- 観光事業の一覧（予算科目が款：観光費のもの）からサンプルを抽出し、所管部署の担当者への質問及び関係書類の閲覧により検討した。
- 上記の手続を通じて検出された問題点について改善策を検討した。

【6】外部監査の実施時期

平成 29 年 7 月 10 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

【7】外部監査補助者の資格と氏名

公認会計士	寺川徹也
公認会計士	東條晋太郎
公認会計士	鷺見 渉
公認会計士	柳川英紀
会計士試験合格者	花棚公太

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

【9】財務情報等

本報告書に記載した財務情報等は、市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成されたものである。当該財務情報等の金額については、原則、表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。また、本報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 市の観光施策の概要

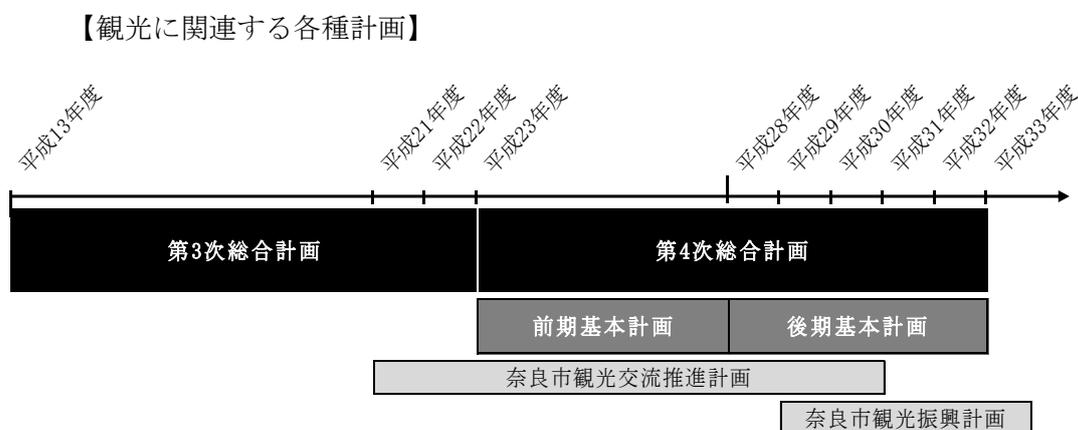
【1】観光計画の概要

市は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すために10年単位で総合計画を策定している。そのため、市は平成13年度から平成22年度までを対象期間として「奈良市第3次総合計画」、平成23年度から平成32年度までを対象期間として「奈良市第4次総合計画」を策定した。「奈良市第4次総合計画」では、平成23年度から平成27年度を前期基本計画期間、平成28年度から平成32年度を後期基本計画期間として位置づけ、当該後期基本計画では重点戦略のひとつとして「観光力アップ戦略」を掲げた。その中で、観光施策についての全般的な事項が計画されている。

また、個別の観光計画として、市は平成22年2月に「奈良市観光交流推進計画」（以下、「推進計画」という。）を作成・公表し、観光に関する基本的な方向性、事業の取組方針を整理した。

次に、「奈良市第4次総合計画（後期基本計画）」をもとに、平成29年3月に「奈良市観光振興計画～市場の視点、産業の観点から～」（以下、「振興計画」という。）を公表した。

各種観光計画の対象期間を図で示すと以下のようになる。



1. 奈良市第4次総合計画（後期基本計画）

（1）概要

平成28年2月に公表された「奈良市第4次総合計画（後期基本計画）」における「観光力アップ戦略」には以下の記述がなされている。

新興国の経済成長に伴い、特にアジア地域から日本を訪れる観光客が増加しています。また、今後オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることで、外国人観光客の更なる増加が見込まれます。

世界遺産をはじめとする観光資源を多く擁する本市において、観光客の増加は、飲食業、宿泊業、小売業をはじめとする地域産業に大きな波及効果を及ぼすことが予想されるため、より多くの観光客が本市を訪れ、快適に旅行を楽しめるよう、受入環境の整備に早急に取り組んでいきます。

また、地域の観光関連事業者による取組みを支援するなど、事業者との協働を図り、地域を挙げての観光まちづくりを促進し、観光が地域経済の発展に寄与するような仕組みづくりを推進します。

また、同基本計画「第6章 経済6-01 観光」にて掲げられている、3つの施策の目標と、5つの施策の展開方向は以下のとおりである。

▶ 施策の目標

- ・しみじみと本物の良さを味わう奈良
- ・魅力的であたたかな人々に出会う奈良
- ・次々と世界中の人が集う奈良

▶ 施策の展開方向

- ・観光資源・施設の整備・充実
- ・観光客受入体制の充実
- ・コンベンションの誘致推進
- ・観光情報の発信
- ・外国人観光客の誘致促進

(2) 対象期間

平成28年度から平成32年度まで

2. 奈良市観光交流推進計画

(1) 概要

推進計画を策定するまで、市は観光に関する基本的な計画を有していなかった。そのため、推進計画は、観光に関する基本的な方向性、事業の取組方針を整理するため策定され、平成22年2月に公表された。

推進計画は、まず、市の観光を取り巻く状況や訪れた観光客のニーズなどの調査結果を示した上で、市の観光の課題について取りまとめている。

その中で、3つの観点から今後の重点的な取組みとして例示されていた主な項目は

以下のとおりである。

▶ 資源を育てる

- ・ 伝統文化・伝統行事・伝統工芸の体験や伝統芸能の鑑賞等、体験・鑑賞に関するメニューを充実させ、旅行会社等と連携し、観光客の増加を図る。
- ・ 大学や社寺と連携することにより、奈良を深く知るための講座等を開催し、観光客の多様な欲求に応える。
- ・ 柳生の里の潜在的な魅力を地域とともに掘り起こし、観光資源として活用を図る。

▶ 魅力を分かち合う

- ・ 「奈良を訪れたい」と思う情報発信、奈良を訪れた人が快適に観光できる案内情報の提供、観光客の感想・要望を改善できる仕組みづくり、旅行会社やマスコミへの情報発信が一体となったシステムを構築する。
- ・ JR 奈良駅前の旧駅舎を活用して開設した観光案内所の機能を充実して、観光客の移動、宿泊、伝統工芸の体験など各種の案内が可能なおもてなしの拠点を目指すとともに、新たな観光案内所の開設についても検討を進める。
- ・ 高校生を観光特派員に任命し、修学旅行や部活動の遠征などの機会、また、市で開催される大規模な大会の機会を利用し、市の観光 PR を行い、若年層の誘客を図る。
- ・ 外国人観光客向けのガイドブックやホームページなど観光情報発信ツールの充実を図る。

▶ 環境を整える

- ・ 主要駅から主要観光地までの案内板について、景観上の統一性や重複の有無、見やすさなどについて点検を行い、改善を進める。

(2) 対象期間

平成 21 年度から平成 30 年度まで

3. 奈良市観光振興計画

(1) 概要

市は振興計画において、観光を取り巻く状況と課題について、市場の視点及び産業の視点から明確にするために複数の手法で実施した「奈良市観光総合調査」の結果を示した上で、3つの戦略の柱と8つのアクションを示している。また、市のあるべき姿や目標値については、「奈良市第4次総合計画（後期基本計画）」等の観光についての計画を参照し、整合性をとっている。振興計画は平成 29 年 3 月に公表された。

3つの戦略の柱と、8つのアクションを図表化すると以下のとおりである。

【3つの戦略の柱】

【8つのアクション】

<p>戦略の柱① 観光振興の方向付けを行う仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none">・市場の声を聞く機能の整備・KPI・目標設定による計画推進
<p>戦略の柱② 顧客感動を創出する商品・プロモーション戦略の策定・実行</p>	<ul style="list-style-type: none">・台湾・韓国の個人客をターゲットとした誘客・商品戦略の策定、実施・欧米の個人客をターゲットとした誘客・商品戦略の策定、実施・国内の「奈良ファン」向けの誘客・商品戦略の策定、実施
<p>戦略の柱③ 市内観光産業事務所による地域経済循環の拡大と観光の産業化</p>	<ul style="list-style-type: none">・奈良市内への還元額の拡大・個別の事務所の経営力強化・奈良市における観光産業事業所連携による産業化

【3つの戦略の柱の概要】

戦略の柱①：観光振興の方向付けを行う仕組みづくり

- 市内の観光産業全体で目標やターゲットを共有し、業界全体の取組みを推進する仕組み（以下、「観光振興推進の仕組み」という。）の構築に取り組む。
- 取組みの進捗の共有、また取組みのマネジメントに指標を用いることが有効な分野についてはKPI（重要業績評価指標）とその目標値を設定し、取組みの着実なる進捗と持続的な改善を推進する。

戦略の柱②：顧客感動を創出する商品・プロモーション戦略の策定・実行

- 観光振興推進の仕組みを用いて、観光市場の声を聞き、顧客満足維持・向上と顧客感動の創出によってターゲットの誘致に結びつく商品とプロモーションの戦略を策定する。
- 顧客感動の創出のため、「奈良市ならではの良さ」を訪問価値として具体化する取組みとして、東部地域振興の一環として実施している大和茶などの東部の豊富な自然資源を活用した各種体験や農家民泊によるグリーンツーリズムなどの新たなコンテンツを活用していく。
- 公益社団法人奈良市観光協会（以下、「市観光協会」という。）や一般財団法人奈良県ビジターズビューローと連携し、文化施設や公的空間のようなユニークな会場の提供や文化・伝統などの体験を交えたエクスカージョンの提案など、1300年の歴史と日本文化の原点を有する市の特長を付加価値として加えることで、様々なイノベーションが誘発されるような企業研修や会議などの誘致・受入を積極的に進める。

戦略の柱③：市内観光産業事務所による地域経済循環の拡大と観光の産業化

- 「奈良市ならではの良さ」を顧客に提供する財・サービスを開発し、販売を拡大していくため、市内観光産業事業所が牽引して、奈良圏域の他産業との連携、産品の仕入・材料の拡大を実現する。
- 市内では、観光客と直接接点のある観光産業事業所と、観光産業事業所の商品やサービスを通じて間接的に観光客と関わるその他の産業（農業事業者、工芸品生産事業者、WEB等でのプロモーションを支援する（例えば動画を含む画像を作成する）コンテンツ制作事業者等）との間での協業を促す。
- 観光産業事業所の売上の市内への還元を拡大するとともに、個別の観光産業事業所の経営力（生産性・雇用確保）の強化、観光による事業所経営の自立化・持続可能性の確保を目指す。

（2）対象期間

平成 29 年度から平成 33 年度まで

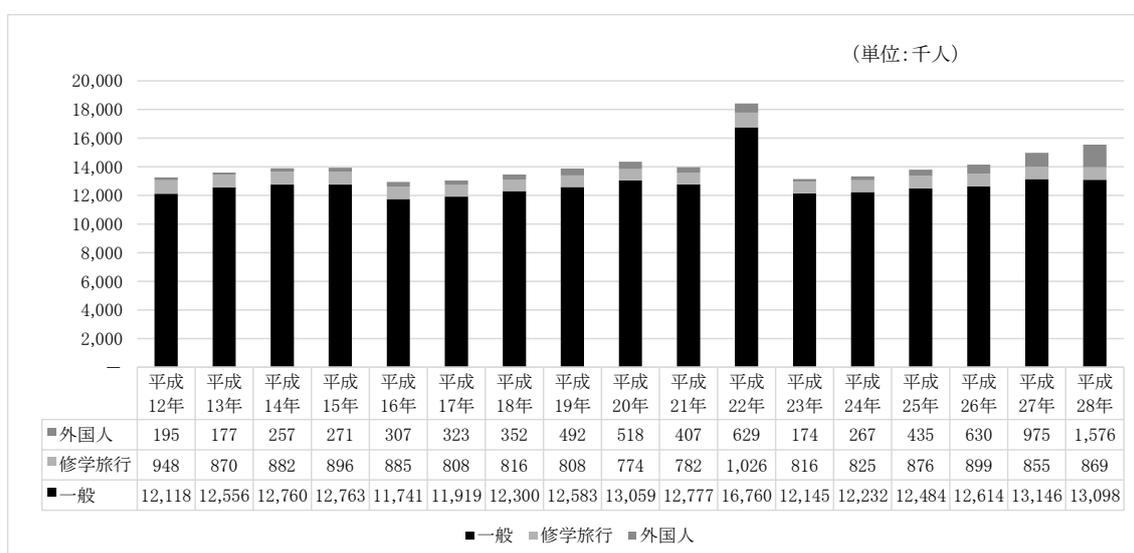
【2】市の観光概況

1. 観光客数の動向

市の観光客数は、平成22年の平城遷都1300年祭の開催により、平城宮跡会場だけで363万人の来場があったことで、大幅に増加した。平成23年には東日本大震災を受け一時的に減少したものの、以降は景気の回復や外国人客数の増加に伴い緩やかに増加している。

以下で記載するように、外国人客数は増加している一方で、国内旅行者は横ばいである。そのため、市では「奈良ファン」を育成しリピーターを増やすことを課題としている。

【一般（国内旅行者かつ修学旅行以外）/修学旅行/外国人客数の推移】

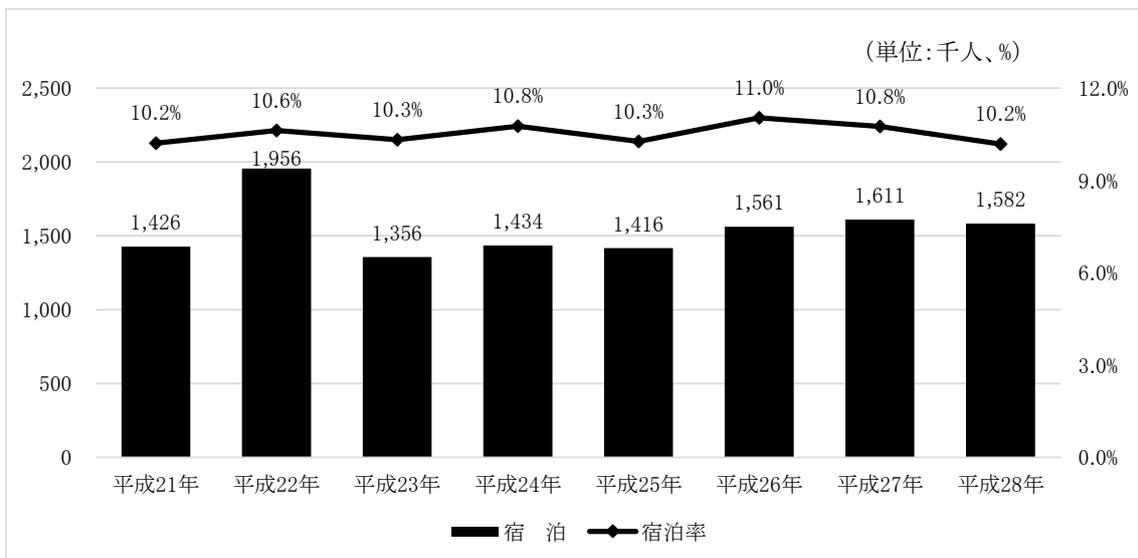


(出所：市「観光入込客数調査報告」を監査人加工)

また、市は京都・大阪など関西圏の他の観光地とのアクセスが非常に良い。さらに、市内の主な観光資源である奈良公園や東大寺、春日大社などがJR奈良駅や近鉄奈良駅と隣接している。そのため、観光客が日帰り観光などで気軽に訪れることができるというメリットがある一方で、宿泊客数が少ないことが特徴である。その結果、平成28年の京都市の宿泊率は25.6%であるが、市の同年の宿泊率は10.2%となっており、京都市の4割程度となっていた。そのため、市は宿泊率の上昇を課題としている。

¹宿泊率：宿泊者数を旅行者全体（日帰り旅行者数及び宿泊者数）で除して算定。

【宿泊客数と宿泊率の推移】



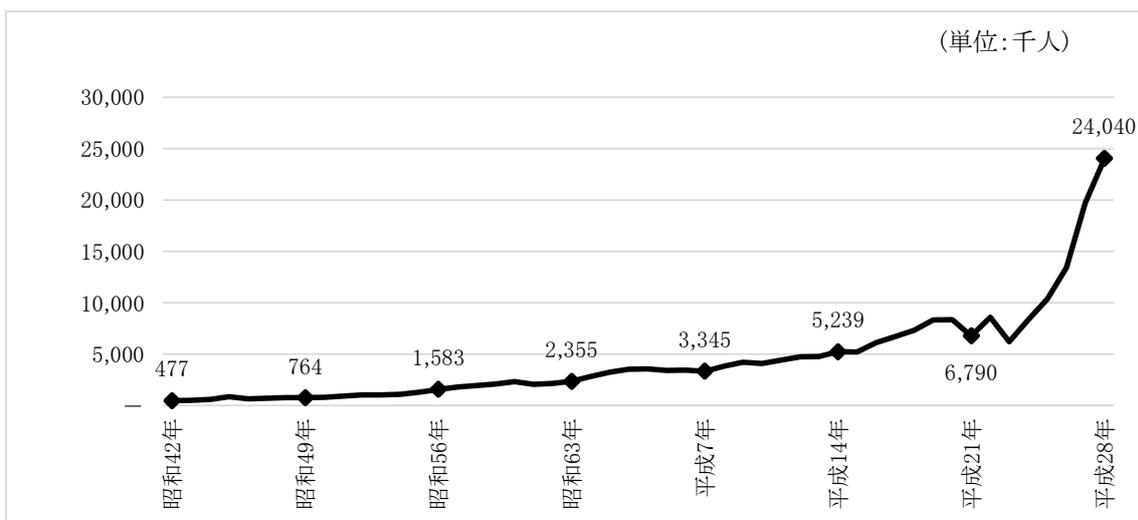
(出所：市「観光入込客数調査報告」を監査人加工)

2. 外国人客数の動向

昭和42年には477千人だった訪日外国人客数は、平成28年には24,040千人となり、この50年間で訪日外国人客数はおよそ50倍になった。

近年では、平成23年の東日本大震災を受け、一時的に減少した年があったものの、日本の観光資源が世界から高く評価され、さらに、円安進行による割安感などから訪日外国人観光客が大幅に増加している。

【訪日外国人客数の動向】

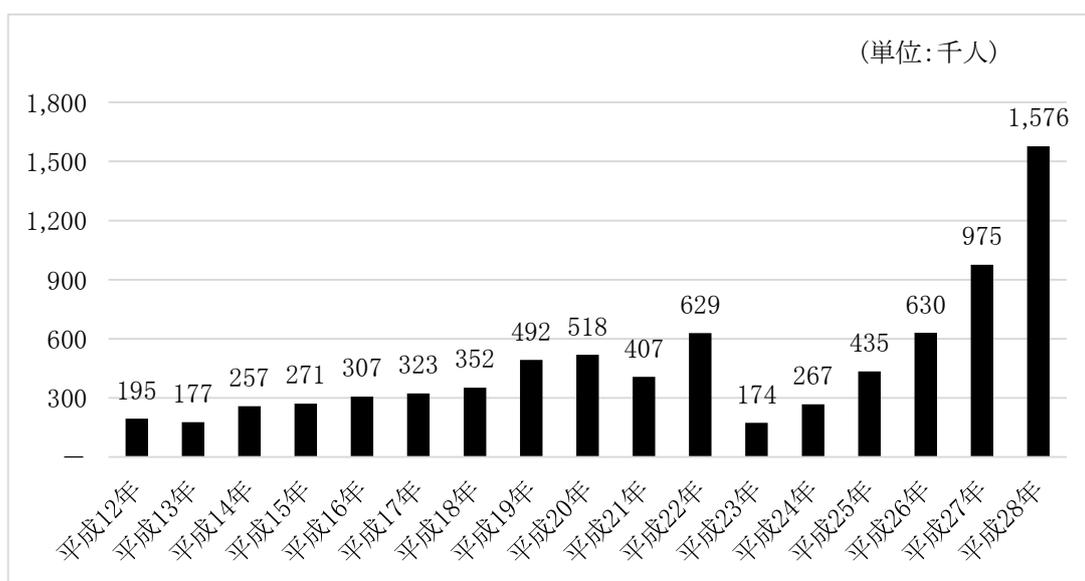


(出所：日本政府観光局「訪日外客統計」を監査人加工)

市でも同様に外国人観光客は増加しており、平成23年は東日本大震災の影響を受けたもののその後、徐々に回復し、平成27年には震災前の水準を上回った。

市は外国人客数の増加を課題とし、様々な施策を実施している。

【市を訪れる外国人客数の動向】



(出所：市「観光入込客数調査報告」を監査人加工)

【3】 予算及び決算の状況

1. 平成 28 年度の観光費予算・決算の概要

市における平成 28 年度の観光費の予算額、決算額は以下のとおりである。

施策名（単位：千円）	現計予算額	決算額	翌年度繰越額
職員の人件費	275,748	263,384	—
観光団体育成経費	243,371	224,096	—
観光案内所運営管理経費	108,107	106,121	—
奈良町振興事務経費	74,234	63,437	—
観光施設整備	71,817	31,277	28,000
針テラス運営管理経費	69,489	69,348	—
奈良町観光施設運営管理経費	61,861	61,741	—
観光振興事務経費	54,478	53,104	—
平城宮跡内イベント経費	37,000	37,000	—
観光客誘致対策経費	26,300	16,517	—
観光便所・待機所管理経費	10,708	10,127	—
ライトアップ事業経費	10,540	10,448	—
月ヶ瀬梅の資料館運営管理経費	9,300	9,300	—
外国人観光客誘致促進経費	7,111	6,738	—
旧柳生藩家老屋敷運営管理経費	4,707	4,707	—
柳生観光駐車場運営管理経費	2,942	2,942	—
その他観光施設運営管理経費	2,847	2,637	—
観光振興基金経費	2,832	2,715	—
観光客受入対策経費	1,351	1,202	—
観光案内板等整備経費	820	728	—
奈良市旅館施設改善資金等利子補給経費	747	630	—
月ヶ瀬温泉運営管理経費	511	510	—
観光事務経費	121	92	—
合計	1,076,942	978,812	28,000

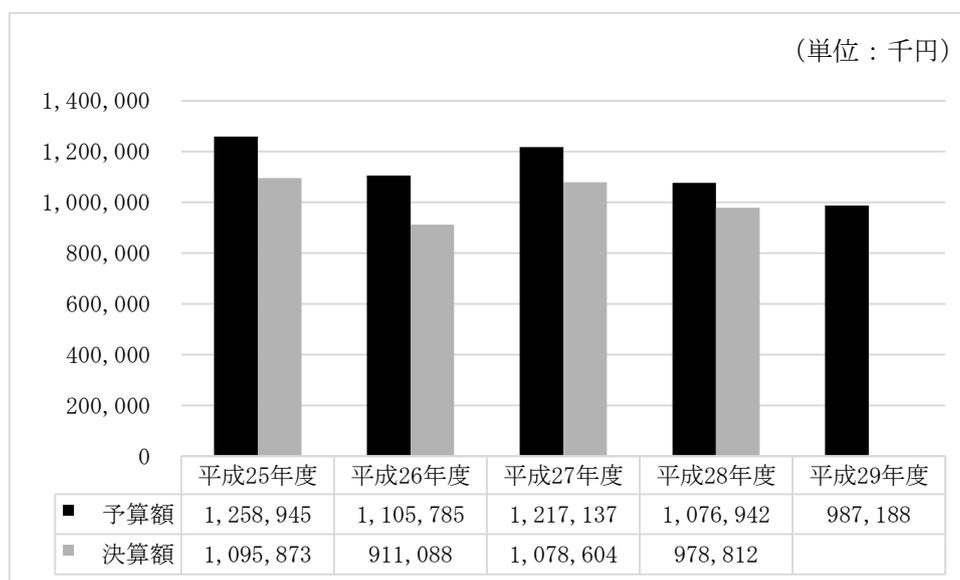
（出所：市「平成 28 年度 主要な施策の成果説明書」を監査人加工）

2. 観光費予算・決算の推移

観光費予算及び決算額は1,000百万円程度で推移している。平成28年度の市の一般会計歳出予算額が合計で133,622百万円であり、そのうち観光費が1,076百万円であることから全体の約0.8%が観光費に充てられていることになる。

観光費予算額及び決算額の推移は以下のとおりである。なお、観光費予算額及び決算額について、近隣市及び中核市等との比較を試みたが、適当な比較情報が入手できなかった。

【観光費予算額及び決算額の推移】



(出所：市「一般会計歳出決算(款別)」より監査人加工)

【4】実施体制

市の観光戦略の推進や事業の各担当部署は次のとおりである。また、市の保有する主な観光施設の概要、観光関連の市の外郭団体²である市観光協会の概要についても記述する。

1. 各担当部署（観光経済部）

観光行政は主に観光経済部の以下の各課により行われている。

（平成 28 年 5 月 1 日時点）

課	人数	分掌事項
観光戦略課	11	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市の観光行政に係る総合的な企画に関する事 2. 国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流に関する事（他課の主管に属するものを除く） 3. 国際交流団体の育成及び連絡調整に関する事 4. 国際交流協会に関する事 5. 国際特別都市建設連盟等関係団体に関する事 6. 観光行政に係る国際機関との連絡調整に関する事 7. 部及び課の庶務に関する事 8. 観光情報の発信に関する事 9. 観光客誘致に関する企画、立案及び調整に関する事 10. 国内外からの会議、研修等の誘致に関する事
観光振興課	16	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光に関する企画、立案及び調整に関する事（観光戦略課の主管に属するものを除く） 2. 観光資源の保全に関する事 3. 観光イベントに関する事 4. 観光関係諸団体に関する事 5. 観光資源の開発、企画及び立案に関する事 6. 観光施設の総合計画及び整備に関する事 7. 観光施設の設置、廃止、管理及び運営に関する事（奈良町にぎわい課の主管に属するものを除く） 8. 課の庶務に関する事

²外郭団体：地方公共団体が設立のための出資や運営のための財政的・人的援助を行っている団体等で、地方公共団体と連携して事業を行っている団体を言う。市では、市の出資率や財政的・人的援助の状況を勘案して指導・監督する必要性の高い団体を外郭団体として扱っている。

課	人数	分掌事項
奈良町にぎわい課	6	1. 奈良町の観光資源の管理、活用及び創出に関すること 2. 奈良町都市景観形成地区建造物保存整備事業に関する こと 3. 奈良町町家バンクに関すること 4. その他奈良町の振興に関すること 5. 課の庶務に関すること

2. 観光施設

市の所有する主な観光施設は以下のようなものがある。

施設の名称	施設の概要等
奈良町にぎわいの家 (第4章【2】)	設立年月 : 平成27年4月 運営形態 : 指定管理 指定管理者: 奈良町にぎわいの家管理共同体 施設の概要: 大正6年に建築された町家を改修したものであり、当時の暮らしや文化を体感できる施設。
奈良町からくりおもちゃ館 (第4章【3】)	設立年月 : 平成24年4月 運営形態 : 指定管理 指定管理者: 特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町 施設の概要: 奈良町の活性化と市の観光振興に役立ててほしいと寄贈を受けた、旧松矢家住宅を活用したもので、からくりおもちゃは、奈良大学名誉教授の鎌田道隆氏より寄贈を受けたもの。
ならまち格子の家 (第4章【4】)	設立年月 : 平成4年4月 運営形態 : 指定管理 指定管理者: ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム(一般財団法人奈良市総合財団及び株式会社地域活性局) 施設の概要: 江戸時代末から明治時代にかけて、「ならまち」に点在した町家をモデルに建てられた施設。

施設の名称	施設の概要等
旧柳生藩家老屋敷 (第4章【7】)	設立年月 : 昭和56年5月 運営形態 : 指定管理 指定管理者 : 柳生観光協会 施設の概要 : 旧柳生藩財政の立て直しをした家老小山田氏の屋敷。昭和55年山岡賢二氏夫妻から市へ寄贈されたもの。
奈良市総合観光案内所 (第4章【11】、【14】)	設立年月 : 平成21年7月 運営形態 : 委託 委託先 : 公益社団法人奈良市観光協会 施設の概要 : 昭和初期から奈良の玄関口として親しまれたJR旧奈良駅舎を改修したもの。
奈良市近鉄奈良駅観光案内所 (第4章【11】)	設立年月 : 平成21年3月 運営形態 : 委託 委託先 : 公益社団法人奈良市観光協会 施設の概要 : 近鉄奈良駅構内に位置する観光案内所。
奈良市西ノ京臨時観光案内所 (第4章【11】)	設立年月 : 平成25年4月 運営形態 : 委託 委託先 : 公益社団法人奈良市観光協会 施設の概要 : 平成24年3月のダイヤ改正により、近鉄西ノ京駅には一部の急行・特急が停車するようになったため、臨時の観光案内所を開設したもの。
奈良町南観光案内所 (第4章【12】)	設立年月 : 平成27年11月 運営形態 : 委託 委託先 : 有限会社くるみの木 施設の概要 : 奈良町の文化観光施設であった「旧ならまち振興館」を、観光案内所や食堂、カフェを併設した複合施設として改修したもの。
奈良市観光センター (第4章【13】)	設立年月 : 昭和59年5月 運営形態 : 委託 委託先 : 公益社団法人奈良市観光協会 施設の概要 : 三条通りとやすらぎの道の交差点にある観光センター。観光センター内には観光案内所のほかカフェ等が設置されている。

3. 公益社団法人奈良市観光協会

市観光協会の法人概要は次のとおりである。

名称	公益社団法人奈良市観光協会 (NARA Travelers Guide)
所在地	〒630-8228 奈良市上三条町 23-4 (奈良市中部公民館 1 階・奈良市観光センター内)
組織	会長：乾 昌弘 役員：会長 1 名、副会長 3 名、理事 25 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、監事 2 名 会員数：527 (平成 29 年 3 月 17 日現在) 職員数：28 名 (うち、市からの出向者 5 名。平成 28 年 10 月 1 日現在) 正味財産：指定正味財産のうち 2,000 千円は市からの寄附金
目的 (定款)	奈良市及びその周辺の地域における観光資源の保護育成、観光施設の整備改善、観光意識の普及向上を図りつつ、観光事業の健全な振興に関する事業を行い、地域経済の発展と文化の興隆に資し、合わせて文化の交流、親善の増進に寄与することを目的とする。
事業 (定款)	1. 奈良市及びその周辺地域の誘致宣伝 2. 観光情報の収集及び発信・提供 3. 来訪客等に対する観光案内等の接遇 4. 観光出版物の発行頒布 5. 伝統行事・イベント等、観光資源への支援及び保護育成 6. 他の観光関係機関及び団体との連絡協調並びに政府及び地方公共団体への献策及び協力 7. 観光に関する理念の普及 8. 観光施設の整備改善 9. 観光催物の企画実施 10. 観光土産品・料理の開発支援及び販売協力 11. 姉妹都市との共同事業 12. 観光における環境問題への取り組み 13. 会員に対する広報・表彰 14. 観光施設業務等の受託運営 15. 手荷物預かりの運営 16. 旅行業法に基づく旅行業 17. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
沿革	昭和 6 年 8 月 任意団体の「奈良市観光協会」として発足 昭和 60 年 11 月 社団法人化 平成 25 年 4 月 公益社団法人へ移行

【正味財産増減計算書（予算比較）（平成 28 年度）】

（単位：千円）

勘定科目		予算	実績	予実差異	
経常収益	受取会費	11,448	11,015	△432	
	事業収益	23,400	22,452	△947	
	受取補助金等	受取市補助金	145,600	160,681	15,081
		受取市受託金	109,736	121,811	12,075
		その他補助金等	50	80	30
	受取負担金	330	252	△78	
	雑収益	75	62	△12	
経常収益合計		290,639	316,355	25,716	
経常費用	事業費	277,132	302,117	24,985	
	管理費	13,507	14,105	598	
経常費用合計		290,639	316,223	25,584	
当期経常増減額		—	132	132	
経常外収益		—	—	—	
経常外費用		—	—	—	
当期一般正味財産増減額		—	132	132	

（出所：市観光協会「予算書」及び「正味財産増減計算書」を監査人加工）

【貸借対照表（平成 28 年度末）】

（単位：千円）

勘定科目			平成 28 年度末
資産の部	流動資産	現金預金	71,990
		未収金	22,622
		その他	2,519
	流動資産合計	97,133	
	固定資産	7,581	
資産の部合計			104,714
負債の部	流動負債	未払金	67,930
		その他	2,574
		流動負債合計	70,505
	固定負債	—	
負債の部合計			70,505
正味財産の部	指定正味財産	2,057	
	一般正味財産	32,151	
正味財産の部合計			34,208
負債及び正味財産合計			104,714

（出所：市観光協会「貸借対照表」を監査人加工）

【5】 監査対象とした事業について

市より入手した「平成 28 年度 歳出予算説明調書」をもとに、観光費の予算額が 5,000 千円以上の事業及び監査人が特に重要と判断した事業を選定した。

監査対象とした事業は下表のとおりである。

なお、上記【3】と事業区分が異なるため、内訳は整合していないものがある。

(単位:千円)

整理 No.	事業名	現計 予算額	決算額	翌年度 繰越額
【1】	針テラス運営管理経費	69,529	69,351	—
【2】	奈良町にぎわいの家運営管理経費	16,760	16,758	—
【3】	奈良町からくりおもちゃ館運営管理経費	6,326	6,295	—
【4】	ならまち格子の家運営管理経費	4,408	4,466	—
【5】	転害門前観光駐車場運営管理経費	2,967	2,967	—
【6】	柳生観光協会補助経費	3,435	3,435	—
【7】	柳生の里観光施設運営管理経費	8,167	8,167	—
	・旧柳生藩家老屋敷運営管理経費	4,707	4,707	—
	・旧柳生藩陣屋跡運営管理経費	518	518	—
	・柳生観光駐車場運営管理経費	2,942	2,942	—
【8】	平城宮跡内イベント経費	37,000	37,000	—
【9】	ライトアップ事業経費	10,540	10,540	—
【10】	奈良市観光協会補助経費	145,600	138,646	—
【11】	観光案内所運営管理経費	106,200	104,327	—
【12】	奈良町南観光案内所運営管理経費	28,065	28,065	—
【13】	観光センター整備事業	28,000	—	28,000
【14】	総合観光案内所整備事業	5,400	4,454	—
【15】	鹿苑整備事業負担金事業	23,417	13,945	—
【16】	奈良の鹿保護育成事業負担金経費	14,531	14,531	—
【17】	各種観光振興団体補助経費	21,025	21,025	—
【18】	ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費	5,000	3,947	—
【19】	観光便所・待機所管理経費	8,980	8,578	—
【20】	奈良県ビジターズビューロー負担金経費	28,580	28,580	—
【21】	奈良町振興補助経費	27,400	26,272	—
【22】	各種観光振興団体負担金等経費(観光戦略課所管)	8,186	8,186	—
【23】	各種観光振興団体負担金等経費(観光振興課所管)	6,863	6,209	—
【24】	外国人観光客誘致促進経費	6,711	6,419	—
	監査対象事業合計	623,090	572,163	28,000
	その他観光費事業	178,104	143,265	—
	職員の人件費	275,748	263,384	—
	観光費合計	1,076,942	978,812	28,000

第3 監査の結果及び意見の総括

本章では、観光費全般及び平成28年度の包括外部監査における監査の結果及び意見並びに個別事業に関する監査の結果及び意見の総括を記載する。

本報告書において指摘した内容については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、一定の措置がとられることとなるが、適切な措置がとられているのかどうかを市が自ら事後的に検証することは重要である。そうした事後的な検証を容易にするために、本報告書では次のように「監査の結果」及び「意見」を区分している。

「監査の結果」と「意見」

結論部分の記載において、「監査の結果」と「意見」に見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	「観光行政に関する事務の執行について」における合规性（適法性と正当性）の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、経済性、効率性、有効性の観点から見て発見した事項について、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

【1】観光費全般について発見された監査の結果及び意見の要約

1. 当年度の包括外部監査において新たに識別した全般的な監査の結果及び意見

(1) 各種観光計画について

① 各種観光計画に関する現状

第2章で記載したように、市の観光に焦点を当てた主な計画は、「奈良市観光交流推進計画」（以下、「推進計画」という。平成22年2月公表）、「奈良市観光振興計画」（以下、「振興計画」という。平成29年3月公表）の2つがある。それぞれの対象期間は、推進計画が平成21年度から平成30年度まで、振興計画が平成29年度から平成33年度までであり、平成29、30年については、両計画が同時に進行している状況である。

これについて市から、振興計画は推進計画に包含されるものと説明を受けた。すなわち、当時の観光の総合的な課題を抽出し目標像を設定する目的で作成されたものが推進計画であり、近年の外国人観光客増加や経済状況の変化を加味し、より具体化したアクションプランとして作成されたものが振興計画と位置付けている。つまり、推進計画は振興計画よりも上位概念であり、観光施策の全体的・概括的な方向性の羅針盤と整理している。

両計画は「しみじみと本物の良さを味わう奈良」、「魅力的であたたかな人々に出会う奈良」、「次々と世界中の人が集う奈良」という基本理念が共通している。また、現在の市の観光を取り巻く状況を実数値やアンケートをもとに分析し課題を把握する、という手法も同様であり、課題として認識されている事項も外国人客数を伸ばすことや、宿

泊施設の充実を図ることなど、共通している部分が多く存在する。

しかし、振興計画には、推進計画で計画されていた事業の成果などの記載はない。また、推進計画で重点的な取組みとされていた、「資源を育てる」、「魅力を分かち合う」、「環境を整える」という3つの取組みとは別に、振興計画では新たに3つの戦略の柱として「観光振興の方向付けを行う仕組みづくり」・「顧客感動を創出する商品・プロモーション戦略の策定・実行」・「市内観光産業事務所による地域経済循環の拡大と観光の産業化」が設定されている。

また、推進計画では、「Ⅶ. 計画の推進に向けて」において、「短期（2・3年程度）、中期（5年程度）の間隔で、計画の見直しを行う。」との記載があるものの、計画の見直しは行われていない。

② 観光計画のPDCAサイクルの運用を検討すべき【意見】

推進計画には、計画の見直しを実施する旨が記載してあったものの、見直しは行われず、計画の達成度合いも検討されていない。計画の見直しを行い、達成度合いの振り返りを行うことによって、より高い水準で施策を実施することができるようになるため、推進計画についてPDCAサイクルを回し、短期・中期の間隔で見直し・中間報告を実施すべきであった。また、対象期間終了時には、計画に対する最終的な総括も必要である。

さらに、ITの発展により地域経済分析システム³などのビッグデータを活用した分析が有効と考えられるため、今後はこれらのデータを積極的に活用し、観光計画のPDCAサイクルを有効に回していくべきである。

③ 計画の関係性を明確にすべき【意見】

上述のとおり、市は、振興計画を推進計画に包含されたアクションプランとして位置づけている。また、両計画を見ても市の観光課題を踏まえたものになっており、概ね整合していると考えられる。

しかしながら、その関係性については振興計画において明示されていない。また、一部の項目については、振興計画において記載がより抽象的になった項目もあり、対応関係が不明確な点も見受けられる。例えば、次のように、修学旅行生の誘致については、アクションプランであるはずの振興計画では記載が抽象化し、ロケの誘致については、振興計画では言及されなくなっている。

³地域経済分析システム：RESAS（リーサス）。日本・内閣府のまち・ひと・しごと創生本部が運用している、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化を試みるシステム。

項目	修学旅行生の誘致について	
推進計画での記載	振興計画での記載	関係
高校生を観光特派員に任命し、修学旅行や部活動の遠征などの機会、また、本市で開催される大規模な大会の機会を利用し、奈良市の観光PRを行い、若年層の誘客を図る。	将来の「奈良ファン」の予備軍である修学旅行生や「20～30代の都市部居住者」の奈良市来訪客が市内で滞在・回遊する時間を増やし、奈良市観光の魅力や楽しさに気付いてもらうための同様の方策を検討する。	推進計画では観光特派員や大会など具体的な計画に触れているが、振興計画では抽象的な記載に留まっている。また、振興計画には、推進計画での観光特派員や大会などの成果の記載はない。
項目	ロケの誘致	
推進計画での記載	振興計画での記載	関係
豊富な歴史・自然資源を背景とした「ロケ地」としての存在感を高め、ロケの誘致・放映後の視聴者への発信・誘客等総合的な取り組みを行う。	特にロケに言及した記載はない。	振興計画ではロケについて言及されておらず、推進計画でのロケ誘致成果についても記載はない。

(出所：推進計画及び振興計画より監査人加工)

振興計画で記載が抽象化された事項や記載がなくなった事項については、推進計画に基づき事業が計画されると考えられるが、推進計画の振り返りがなされていない状況では、計画に対する結果が報告されないことになってしまう。

そのため、新たな計画を作成する際には、既存計画との関係性を明確にし、計画に対する結果報告に漏れがないようにすべきである。

2. 平成28年度の包括外部監査において識別された監査の結果及び意見

(1) 補助金等の交付事業に関する収支の確認について

① 補助金等の交付事業に関する収支の確認に関する現状

平成28年度の包括外部監査で指摘されていた、補助金の交付事業に関する収支の確認についての対応が本報告書作成時点で方針が明確に決まっていない。

すなわち、市は、補助金について、収支報告を交付先より受けているが、現状は証拠書類の確認を行っていない。また、補助金以外でも、負担金支出、委託料、指定管理者への指定管理料の支出も同様に、収支報告は受けているものの、証拠書類の確認を行っていない。

当年度においては、どのような手法で証拠書類の確認を行うか全庁的に検討中であり、方針が現時点では未確定の状態となっている。

② 証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるようにする必要があることから、速やかに証拠書類の確認の方針を決定し、実行すべきである。

本年度の包括外部監査で対象とした個別事業について上記に関連して以下の状況を識別している。

指定管理料の収支状況報告の正確性を検討すべき【意見】	
【1】 針テラス 運営管理経費	針テラス情報館は平成 25 年度から公募による指定管理者制度を導入しており、市は「奈良市針テラス情報館の管理に関する基本協定書」第 18 条に基づき、毎事業年度終了後に収支状況報告を含む事業報告を受領している。
平成 28 年度 事業費 69 百万円	市は、指定管理料の収支状況報告の正確性を検証する特段の手続（領収書と会計帳簿との照合など）を実施していない。 監査人が平成 28 年度の「奈良市針テラス情報館指定管理料収支状況報告書」を閲覧したところ、光熱水費・保険料・通信運搬費・広告宣伝費・その他支出の 5 項目について 4 月と 5 月の金額が同額であった。 市によると、指定管理者側での作表誤りとのことであったが、収支状況報告書を受領した際に市が十分な確認をすることで発見できる誤りである。収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、定期的に領収書と会計帳簿との照合などを行い、収支状況報告の正確性を検討すべきである。
補助金額の確定に係る詳細な検査を実施すべき【意見】	
【6】 柳生観光 協会補助経費	本補助金は柳生観光協会への運営費補助であり、「柳生観光協会補助金の交付及び執行に関する要領」第 3 条において、補助対象経費が定められており、交際費や慶弔費、飲食費などは補助対象としないとされている。
平成 28 年度 事業費 3 百万円	しかし、補助対象とならない経費が決算書に含まれていないことについて実質的な検査は行われていない。 補助対象外経費が決算書に含まれていないことを確かめるため、会計帳簿を入手して支出費目ごとの明細を確認し、領収書と会計帳簿とを照合する等の実質的な検査を行うべきである。

指定管理業務に係る領収書等を保管するよう指導すべき【結果】	
【7】柳生の里 観光施設運営管 理経費	<p>旧柳生藩家老屋敷・旧柳生藩陣屋跡・柳生観光駐車場の3施設は公募による指定管理者制度を導入しており、市は基本協定書に基づき、毎事業年度終了後に収支報告を含む事業報告を、指定管理者から提出させているが、指定管理料の収支報告の正確性を検証する特段の手続（領収書と会計帳簿との照合など）を実施していない。</p> <p>監査人が平成28年度の旧柳生藩家老屋敷と旧柳生藩陣屋跡の指定管理料に係る収支報告書を閲覧したところ、平成29年3月の人件費支出が、他の月の2倍以上に急増していた。</p> <p>市によると、指定管理者は柳生の里観光施設の管理運営に協力して頂いた地域のボランティアらに対し支払った1年分の謝礼金を人件費に計上しており、その結果3月の人件費支出が他の月の2倍以上になったとのことだった。しかし、一部謝礼金の支払いについては領収書を徴収していないとのことであった。</p> <p>指定管理者は指定管理事業の運営に要した経費の支払事実を証明する書類を保管すべきであり（柳生の里観光施設の管理に関する基本協定書第12条）、市は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。また、市は収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、今後は領収書と会計帳簿との照合などによるチェックを行うべきである。</p>
平成28年度 事業費 8百万円 (3施設合計)	
収支計算報告について証憑書類及び実在性の検証を行うべき【意見】	
【9】ライトア ップ事業経費	<p>市は、しあわせ回廊なら瑠璃絵実行委員会（以下、「瑠璃絵実行委員会」という。）に補助金を支出している。平成28年度の本補助金に係る収支計算報告において、事務局費3,116千円のうち事務局移転準備金300千円については実際の支出を伴っていない将来の準備金であった。この点、当該支出科目での整理は、実際の支出ではない点、次年度以降の準備金累積額が不明となる点において不適切であるため、本来は次年度繰越金又は使途に基づき積立金として計上すべき項目である。また、事務局費は基本的に補助対象経費に含まれるため、収支状況によっては、補助金返還額が過少（補助金交付額が過大）となる可能性がある。</p> <p>本件のような不適切な報告を発見・是正するため、補助金の精算報告について、支出の根拠証憑を確認することや現金、預金通帳の残高を確認することで、補助対象経費が適切に計上されていること及び積立金が実際に積み立てられていることを検証すべきである。</p>
平成28年度 事業費 10百万円	

証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき【意見】	
【10】奈良市観光協会補助経費	市は、補助金について、収支報告を交付先より受けているが、現状は証拠書類の確認は行っていない。
平成 28 年度 事業費 138 百万円	公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるようにする必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。
契約書や工事完了報告書等の根拠証憑を確認すべき【意見】	
【15】鹿苑整備事業負担金事業	奈良県が工事会社と工事契約を締結し鹿苑の整備事業を実施しており、当該工事費用の負担比率は、「天然記念物「奈良のシカ」に関する協定書」に基づき、奈良県 3・市 2・春日大社 1 の割合である。総工費は約 14 億 7 千万円であり、国の補助金等を差し引いた額を負担比率に応じて按分した市の負担予定額は約 2 億 3 千万円と見積もられている。
平成 28 年度 事業費 13 百万円	平成 28 年度は、当初予算額 23,417 千円に対して負担額の実績が 13,924 千円であったが、市は当該負担額の根拠証憑として、奈良県へ工事会社との契約書や工事完了報告書、請求書等の提出を求めている。 また、平成 28 年度における予算と実績に約 1 千万円の差異が発生していたが、契約書や確定した工事スケジュール、工事出来高報告書等の証憑を入手しておらず、差異の具体的な内容は把握していない状態である。 市は、支出負担行為となる工事实施の事実を確認すること及び具体的な工期や工事進捗を把握することを目的として、契約書等の根拠証憑を確認すべきである。
証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき【意見】	
【17】各種観光振興団体補助経費	市は、補助金について、収支報告を交付先より受けているが、現状は証拠書類の確認を行っていない。
平成 28 年度 事業費 21 百万円	公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるようにする必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。

収支報告に係る証憑書類の検証をすべき【意見】	
<p>【18】ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費</p>	<p>市は、当事業の委託先である一般財団法人奈良市総合財団（以下、「総合財団」という。）より、年度末に業務完了報告を受けている。本事業の委託契約に係る仕様書において、未執行額については、精算を行い市に返還する旨が定められており、平成 28 年度は 170 千円の返納がなされている。</p>
<p>平成 28 年度事業費 3 百万円</p>	<p>総合財団での支出項目のうち対象となる人件費は、本委託業務に従事することで発生した総合財団職員（臨時雇用職員を含む）の時間外勤務手当、休日出勤手当である。平成 28 年度収支報告における人件費は 778 千円であるが、当該金額の内訳や算出根拠等の情報の報告及びこれに関する証憑の提出も受けていないため、委託料の精算対象となる支出について、市による証憑書類の検証が実施されていない。特に、人件費については収支報告を閲覧するのみでは、いつ、どの事業に、何時間従事したかを把握することが難しく、精算対象外の事業に従事したことによる超過勤務手当が混入することで総合財団への運営補助金が流用されるリスクが生じる。</p> <p>そのため、日程別・職員別に人件費の発生額を確認することで、実施された事業との不整合がないこと、また、勤怠記録を入手し不適切な報告がないことを確認する等の検証をすべきである。</p>
ビューロー負担金の使用実績を検証すべき【意見】	
<p>【20】奈良県ビジターズビューロー負担金経費</p>	<p>一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下、「ビューロー」という。）は、誘致促進事業やコンベンション誘致・開催支援事業等複数の事業を実施している。市は、ビューローへ負担金を支払っているため、ビューローから収支計算書を含む事業報告書を毎年度入手している。しかし、負担金として支出した額がどの事業にいくら使用されたかを検証していない。</p>
<p>平成 28 年度事業費 28 百万円</p>	<p>ビューローの収支計算書は、市からの負担金収入と当該負担金を財源とした事業費支出との対応関係が不明瞭な事業があり、上記検証には適さないことから、市からの負担金による収入と交付対象事業の支出額の対応関係が明瞭に記載された収支計算書の提出を求め、負担金交付額の適切性の検証を行うとともに、必要に応じて支出根拠書類の提出を求めることを検討すべきである。</p>

証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき【意見】	
【22】各種観光振興団体負担金等経費（観光戦略課所管）	市は、補助金について、収支報告を交付先より受けているが、現状は証拠書類の確認を行っていない。 公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるようにする必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。
平成 28 年度 事業費 8 百万円	

（２）効果測定指標について

① 効果測定指標に関する現状

平成 28 年度の包括外部監査で、補助金の交付事業に関して具体的な効果測定指標が設定されていないため、補助金の効果を測定できていない、という指摘があった。

市は当該指摘を受ける以前から事業に対する効果測定の必要性を認識しており、平成 29 年度からの実施を目標に平成 28 年度から試験的に行政評価表を作成している。行政評価表には、各事業指標の実績と今後の見込みを記入し、①関与（税金投入）の妥当性、②緊急性・切実性、③市民ニーズ、④時代の流れ・環境変化、⑤市がサービスを提供する主体となって実施する妥当性、⑥成果を低下させずにコスト削減を図っているか、⑦成果が上位施策に貢献しているか、について評価を行い、A～C で総合評価をすることで、今後の実施の方向性を評価・検討している。

ただし、各事業を定量的に評価し、今後の実施の方向性を検討している点は評価できるものの、当初の目標に対する実績の評価が行われていなかった。

② 事業に対して効果測定指標等を設定し実績を評価すべき

公金が投入されている以上、具体的な形で効果を示していくことが求められる。そのため、アウトカム指標の目標値を設定するか、あるいは、設定が困難な事業に対しては観光情報の提供人数、宣伝回数やイベント等に参加した人数等のアウトプット指標の目標値を設定し、実績を評価すべきである。

なお、上記は事業全般に対する意見であるが、本年度の包括外部監査で対象とした個別事業のうち、以下を識別している。

入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき【意見】	
【2】奈良町に ぎわいの家運営 管理経費	当該施設の運営には指定管理者制度を導入している。本事業の基本協定書には事業計画書に記載すべき内容は規定されておらず、事業計画書には入館者数等の目標値が設定されていない。
平成 28 年度 事業費 16 百万円	市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与しているかどうかを判断すべきである。
入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき【意見】	
【3】奈良町か らくりおもちゃ 館運営管理経費	当該施設の運営には指定管理者制度を導入している。本事業の基本協定書には事業計画書に記載すべき内容は規定されておらず、事業計画書には入館者数等の目標値が設定されていない。
平成 28 年度 事業費 6 百万円	市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与しているかどうかを判断すべきである。
入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき【意見】	
【4】ならまち 格子の家運営管 理経費	当該施設の運営には指定管理者制度を導入している。本事業の基本協定書には事業計画書に記載すべき内容は規定されておらず、事業計画書には入館者数等の目標値が設定されていない。
平成 28 年度 事業費 4 百万円	市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与しているかどうかを判断すべきである。

目標値を設定し、目標値と実績値の乖離について評価・検証すべき【意見】	
【8】平城宮跡内イベント経費	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会（以下、「平城宮跡実行委員会」という。）は、毎年度の事業報告としてイベント来場者を集計した結果を報告しているが、当該事業に関して、イベントごとの来場者数等の目標値が設定されていない。
平成 28 年度 事業費 37 百万円	<p>目標値の設定をせず、実績値の評価が行われていない場合、負担金が有効かつ効果的に利用されているか判断することができず、前年度と同水準の負担金が支出され続けることで、不必要又は効果的でない支出が行われている可能性がある。</p> <p>このため、事業計画の段階でイベントの来場者数や、市での消費額（従来から実施しているアンケートにて調査）等の目標値を設定し、実績値と目標値の乖離について検証を行うよう平城宮跡実行委員会に指導した上で、市としても目標値と実績値の評価・検証を行い、当年度の負担金の妥当性の検討を行うとともに、次年度の負担金額の検討を行うべきである。</p> <p>また、当該目標値と実績値を評価・検証した資料は、平城宮跡実行委員会が魅力的なイベントを実施するよう働き掛けるための資料として生かすことが望ましい。</p>

【2】個別の観光事業について発見された監査の結果及び意見の要約

1. 観光案内所での詳細な問い合わせ内容の把握を実施すべき

観光案内所の運営に際して、観光客からの問い合わせは貴重な情報資源となる。そのため、回答に知識や経験を必要とする問い合わせや、追加的に調査を要した問い合わせなどについては、日々記録し、データベース化するなどして、観光案内所業務の属人化を防ぎ、業務に活用していくべきである。

詳細な問い合わせ内容の把握を実施すべき【意見】	
【12】奈良町南観光案内所運営管理経費	奈良町南観光案内所は業務委託により運営されており、事業者は、業務仕様書及び実施要領に基づき、業務日報・業務月報を作成し、市へ毎月報告を行っている。しかし、観光客からの問い合わせ内容については、仕様書・実施要領で求められていないこともあり、業務日報・業務月報にほとんど記録されていない。
平成 28 年度 事業費 28 百万円	<p>すべての問い合わせ内容を詳細に記録する必要はないが、観光客からの問い合わせについて、回答に知識や経験を必要とするものや、追加的に調査を要したものなどについては、日々記録し、データベース化するなどし、観光案内所業務の属人化を防ぎ、今後の問い合わせにもスムーズに対応できるようにすべきである。</p>

2. 実行委員会形式で実施する事業のリスク分担を明確にすべき

平城宮跡内のイベントやライトアッププロムナード、なら瑠璃絵などは任意団体である実行委員会が設置され、実質的に事業を行っている。各実行委員会の目的や事業、組織等については、実行委員会規約により定められているが、これらの実行委員会は主に奈良県、市、市観光協会、その他の関係団体で構成されている。当該実行委員会が行う事業のうち、一部のイベント事業等については損害賠償責任保険を掛けているものの、損害賠償責任保険対象以外の事業により生じたリスク分担に対する明確な規定はなく、リスク負担が生じた場合は、その都度協議することとしている。

保険対象外の事象が生じた場合は実行委員会が責任を負うべきであるが、実行委員会は多様な団体で構成されている任意団体であるため、損害賠償を含めた様々なトラブル等に対する責任の所在が不明確となり、その責任を奈良県あるいは市に問われる可能性がある。

このため、市は、実行委員会の関係団体及び奈良県と協議を行い、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にし、不測の事態に備えるべきである。

実行委員会及び奈良県と協議し、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にすべき【意見】	
【8】平城宮跡内イベント経費	平城宮跡内でのイベントを実行する平城宮跡実行委員会へ、市は負担金を支出している。当該実行委員会の目的や事業、組織等は、実行委員会規約により定められている。当該実行委員会が行う一部のイベント事業等については損害賠償責任保険を掛けているものの、損害賠償責任保険対象以外の事業により生じたリスク分担に対する明確な規定はなく、「規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める」と記載されているのみであり、実際に別に定めた規程等はなく、リスク負担が生じた場合はその都度協議することとしている。
平成 28 年度 事業費 37 百万円	市は、当該実行委員会及び奈良県と協議をして、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にし、不測の事態に備えるべきである。

実行委員会及び奈良県と協議し、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にすべき【意見】	
【9】ライトアップ事業経費	ライトアッププロムナード・なら実行委員会及び瑠璃絵実行委員会が行う事業のうち、一部のイベント事業等については損害賠償責任保険を掛けているものの、損害賠償責任保険対象以外の事業により生じたリスク分担に対する明確な規定はなく、「規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める」と記載されているのみであり、実際に別に定めた規程等はなく、リスク負担が生じた場合はその都度協議することとしている。
平成 28 年度 事業費 10 百万円	市は、各実行委員会及び奈良県と協議をして、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にし、不測の事態に備えるべきである。

3. その他

その他、今回の包括外部監査で発見された監査の結果及び意見は次のとおりである。

市の損失が最小限になるよう民間事業者をモニタリング・指導すべき【意見】	
【1】針テラス 運営管理経費	<p>針テラスの民間事業者は開業後 10 年を経過するごとに物価上昇、金利変動その他経済情勢の変動等により賃料の改定を請求できる（針 TRS 事業契約書第 23 条）が、民間事業者は開業後 10 年を待たずして経営状況の悪化等を理由に平成 17 年度から賃料の減額を請求してきており、市としては民間事業者の事業継続の可能性や賃料減額請求の正当性について、慎重に評価する必要がある。</p> <p>市は同事業契約書第 28 条第 1 項に基づき、民間事業者の執行する本事業の経営状況や財務状況、管理運営の状況について資料の提出又は説明を求めることができる。また、協議会の場で民間事業者から事業の収支状況を開示するよう求めることができる。</p> <p>しかし、協議会では当初の委託契約の内容等の議論が中心であり、針テラスの運営に関する議論はほとんど行われていない。市は平成 26 年度の協議会で前年度（平成 25 年度）の収支状況を入手するに留まっており、民間事業者の経営状況等を評価するために必要な情報を十分に入手していない。また、平成 28 年 1 月頃から賃料について民間事業者と折衝するにあたって、経営不振との主張を裏付けるこれらの情報を入手していない。</p> <p>本来であれば市は 90,000 千円の土地の賃料収入を得られるところ、平成 22 年の和解に従い 73,500 千円に減額している。市は、現在の民間事業者の経営状況や経営能力を十分に評価し、現在の事業者に経営努力を促すことはもちろん、事業委託先を切り替える、事業自体を廃止することも含め検討すべきであった。</p> <p>また、民間事業者には経営改善計画を作成させ、計画の実現可能性を評価するとともに、可能な範囲で針テラス運営事業の発展に協力することで、市に生じる損失を最小限にする策を講じるべきであった。</p>
平成 28 年度 事業費 69 百万円	

事業計画と事業実績の比較表の作成を指定管理者へ求めるべき【意見】	
【2】奈良町に ぎわいの家運営 管理経費	<p>当該施設は指定管理者制度を導入している。基本協定書に基づき、指定管理者から、市は年度ごとに事業計画書及び事業報告書を入手している。</p> <p>しかし、市は、事業計画書で報告されている計画したイベントと事業報告書で報告されている実施したイベントとの比較を行っておらず、計画されていたイベントが実施されたかどうか把握していない。</p> <p>計画された事業が実施されたか、あるいは、実施されなかったとした場合なぜ実施されなかったか、又はその代替となる事業を実施したかを把握しなければ、PDCA サイクルを回すことができない。</p> <p>市は、当初計画どおりに実施された事業、実施されなかった事業及びその理由、並びに計画外で実施された事業及びその理由又は代替事業が判別できるような形式の事業報告書を作成するように指定管理者へ指導すべきである。</p>
平成 28 年度 事業費 16 百万円	
構成員合算の収支計算書を入手すべき【結果】	
【4】ならまち 格子の家運営管 理経費	<p>当該施設は指定管理者制度を導入している。当事業の指定管理者である「ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム」は、総合財団と株式会社地域活性局（以下、「(株) 地域活性局」という。）が構成員である共同体である。</p>
平成 28 年度 事業費 4 百万円	<p>当コンソーシアムから入手している収支計算書において、負担金支出が 2,969 千円計上されていた。負担金支出の内訳は (株) 地域活性局が 2,963 千円、元興寺町自治会費 6 千円である。しかし、市は構成員である (株) 地域活性局の収支計算書を入手しておらず、(株) 地域活性局がコンソーシアムから受け取った 2,963 千円の使途が不明であった。そのため、監査人が (株) 地域活性局の収支計算書を別途依頼し閲覧すると、使途は主に人件費であることが判明した。</p> <p>また、市が入手していたコンソーシアムの収支計算書と監査人が入手した (株) 地域活性局の収支計算書を合算すると、コンソーシアムとしてのあべき事業活動収支差額は△ 4 千円であり、市が把握している収支差額△ 29 千円よりも 24 千円乖離していた。</p> <p>そのため、コンソーシアムの構成員が当該事業に係る支出を行った場合、その支出項目が分かるような収支計算書を入手すべきである。したがって、市は、現状のような (株) 地域活性局への負担金支出として開示された収支計算書を入手するのではなく、(株) 地域活性局での支出項目に合わせて、コンソーシアム全体としての収支計算書を提出させるべきである。</p>

自己収入を増加させる施策について検討すべき【意見】	
【6】柳生観光協会補助経費	<p>柳生地域の観光振興を担う柳生観光協会は、地元のボランティアの協力も得て、毎年多くの観光イベントを実施しているが、協会の自己収入はほとんどなく、観光イベントや協会の運営に係る支出の財源として、市からの補助金に依存している状況である。</p> <p>剣豪を生んだ町としての知名度を活かし、協会活動を支援する目的で寄付金を募るなど、協会の自己収入を増加させ、協会の自立性を高める施策を進めるよう、市は協会を指導すべきである。</p>
平成28年度事業費 3百万円	
補助金交付先に対して積立金に関する方針を作成するよう指導すべき【意見】	
【9】ライトアップ事業経費	<p>市は、瑠璃絵実行委員会に補助金を支出している。当該実行委員会の収支計算報告によると、市からの補助金交付が開始された平成26年度から平成28年度までの会計期間において、積立金が1,300千円計上されており、平成26年度以前の既積立額500千円と合わせて、積立金は平成28年度末時点で1,800千円計上されている。しかし、当該積立金の目的や積立上限金額を定めた規程等の文書はない。</p> <p>また、収支計算報告に記載されている経費項目について、市は補助対象経費かどうかの判断を勘定科目ごとに行っているものの、経費項目の分類自体が妥当かどうか、金額が正確に報告されているかどうか、積立金が実在しているかの検証を行っていなかった。監査人が平成28年度収支計算報告に記載されている支出のうち、事務局費の内訳を確認したところ、「事務局移転準備金」という項目で300千円が実際には外部に支出されず積立金として計上されていた。これは、将来の事務局移設時に発生すると見込まれる諸費用の準備金であるとの説明を受けたが、具体的な実施予定時期は未定とのことであった。</p> <p>したがって、市は当該実行委員会に対して積立金に関する目的や金額の明確な方針を作成し、当該方針に従い積立を行うよう指導すべきである。また、積立金の方針を作成した結果として、平成28年度までに計上している積立金の具体的な使用目的がない場合や過大な積立を行っている場合、次年度の補助金の減額や補助金の返還を検討する必要がある。</p>
平成28年度事業費 10百万円	

補助金の流用について基準を明確化すべき【意見】	
【10】奈良市観光協会補助経費	市は、平成 28 年度に市観光協会へ団体運営補助を行っている。これに対して、市観光協会は団体運営補助をどの事業に充当したかを示すために「奈良市観光協会補助精算書」を作成し、市へ報告している。
平成 28 年度 事業費 138 百万円	<p>精算書によると、決算額が予算額を上回る事業があれば、予算額が決算額を下回る事業から補助金を流用し、残りを市へ返納していた。</p> <p>市観光協会への補助金は、団体運営補助であり、事業間での補助金の流用を行うことは、奈良市補助金等交付規則でも禁止されておらず、一概には否定できない。しかし、必要以上の補助金の流用が生じないように、市と市観光協会です予算の精緻化を行っていくべきである。また、団体運営補助の場合の事業間の補助金流用について規則・要領等で明確にルールを定めるべきである。</p> <p>さらに、現状は市観光協会の維持・存続のための団体運営補助となっているが、事業を実施する上で必要となる経費に対して補助をする事業補助とすることが望まれる。</p>
プロポーザル方式で委託業者を決定すべき【意見】	
【11】観光案内所運営管理経費	市は、近鉄奈良駅、観光センター、総合観光案内所、西ノ京臨時案内所の 4 つの観光案内所について、市観光協会を委託業者として随意契約を結んでいる。随意契約としている理由は、市観光協会が「この業務に精通しているとともに、市などの行政機関や他の観光施設、関連寺社と連携しながら業務を行うことができ、かつ実績もある」ためとされている。
平成 28 年度 事業費 104 百万円	<p>そのため、当該 4 つの観光案内所の運営については、開設当初から市観光協会が運営しており、プロポーザル方式による事業者公募等は行われていない。しかし、市は当該観光案内所が民間業者でも実施できない水準なのか検討できていない。また、大阪市では Osaka Tourist Information Center や近鉄百貨店あべのハルカス店など民間企業が運営している観光案内所は増加しており、市内でも奈良町南観光案内所のように民間業者が観光案内所を運営する例が存在する。</p> <p>観光案内所は設置場所や規模によってその目的が変化するため、必ずしもこれらの例が該当 4 つの観光案内所にもあてはまるとは言えないが、プロポーザル方式による選定を行うことで、より魅力的な観光案内所の運営プランや様々な手法で観光客に情報・サービス提供をする方法が発案され、かつ、業務委託料の見直しが行われることもあり得る。そのため、観光案内所のあり方や運営団体の見直しを進め、観光案内所の運営管理についてプロポーザル方式による選定を実施することでより効果的、効率的かつ魅力のある観光案内所の運営を検討すべきである。</p>

修学旅行生の人数を集計すべきかどうか検討すべき【結果】	
【11】観光案内 所運営管理経費	市観光協会へ運営委託している奈良市観光センターと奈良市総合観光案内所の業務実施要領において、入館者を種別ごと（一般、外国人、修学旅行生の3つ）に集計する旨が定められている。
平成 28 年度 事業費 104 百万円	<p>しかし、市観光協会からの「平成 28 年度 奈良市観光協会案内所来訪者報告書」では修学旅行生の集計が行われていなかった。これについて市及び市観光協会は、学生が入館した場合、修学旅行か遠足かどうかは判別し難いため集計していないとのことであり、現状では実施要領に反している。</p> <p>修学旅行生の誘致は、市や市観光協会の重点的な取組事項であるため、修学旅行生の人数は市としても把握すべき情報である。しかし、その情報は宿泊施設が把握すればよい情報であり、観光案内所で集計する必然性はないとも考えられる。</p> <p>そのため、市は観光案内所において修学旅行生の集計が必要かどうかを検討し、実施要領を修正するか、市観光協会が修学旅行生の集計を行うかの対策を講じ、実施要領にあった運営を行うべきである。</p>
鹿苑整備事業に関する情報を公開すべき【意見】	
【15】鹿苑整備 事業負担金事業	<p>鹿苑整備事業は、整備事業の主体が奈良県であり、今後工期や総工費が変動する可能性があることから、市はホームページ等での情報公開を行っていない。</p> <p>しかし当該整備事業は、総工費が 14 億円以上であり、市としても 2 億円を超える費用負担を予定しており、税金を通じた市民の負担は大きく、市民の関心も高いと考えられる。</p> <p>したがって、実施が確定している当該事業について、その概要や総工費の概算額等の情報を奈良県とも連携して積極的に公開することにより、市民への説明責任を果たすべきである。</p>
平成 28 年度 事業費 13 百万円	

実行委員会に対する負担金の額を再考すべき【意見】	
<p>【16】奈良の鹿保護育成事業負担金経費</p>	<p>市は奈良の鹿保護育成事業実行委員会（以下、「鹿保護実行委員会」という。）へ鹿愛護会事業補助の名目で補助金を交付し、当該実行委員会が奈良県及び春日大社を含む三者分を取りまとめ、事業費補助として一般財団法人奈良の鹿愛護会（以下、「鹿愛護会」という。）へ交付している。市の補助額は毎年およそ 13,000 千円である。</p> <p>鹿愛護会の主な収入源は上記の鹿保護実行委員会からの補助金と証紙収益である。証紙収益とは、奈良公園等で販売している「鹿せんべい」を包む紙を鹿せんべい製造業者に販売することで得られる収益である。証紙収益は外国人観光客の増加等の影響により近年増加しており、平成 28 年度は 64,995 千円となっている。</p> <p>これに伴って経常利益も平成 26 年度 12,480 千円、平成 27 年度 30,561 千円、平成 28 年度 38,554 千円と年々増加しており、当該利益を財政安定化積立資産や施設改修事業等積立資産として積み立てている（特定資産残高は平成 28 年度末時点で 110,810 千円）。しかし、これらの特定資産の使用計画について市に確認したところ、明確な支出時期や具体的な使途は存在しないとのことであった。</p> <p>市は、今後の鹿愛護会の事業展開次第では資金が必要になる可能性もあるという認識から、補助金の減額は検討していないとのことであるが、上述の鹿愛護会の財政状態や損益状況を鑑みれば、団体の自立性を高めること及び税金の適切な配分の観点から、市は奈良県・春日大社と三者間で鹿保護実行委員会に対する負担金の額について、減額も含めて再考すべきである。</p>
<p>平成 28 年度 事業費 14 百万円</p>	
協賛金・寄付金等が増加する施策を検討するよう補助金交付先に指導すべき【意見】	
<p>【17】各種観光振興団体補助経費</p>	<p>市は、なら燈花会の運営団体である特定非営利活動法人なら燈花会の会（以下、「NPO なら燈花会の会」という。）に対して補助金を交付している。直近 3 か年でなら燈花会の入込客数は微増しているが、平成 28 年度の正会員会費収入、協賛金・寄付金・募金収入・奈良公園観光地域活性化基金収入の合計（以下「協賛金・寄付金等」という。）10,419 千円は、前年度と比較して 791 千円減少している。</p> <p>今後、なら燈花会の更なる事業規模拡大のため、さらには将来的になら燈花会が独立採算で事業を実施できるようになるため、なら燈花会の協賛企業が広告宣伝効果を享受できる仕組みを充実させるなど協賛金・寄付金等が増加する施策を検討するよう、市は補助金交付先である NPO なら燈花会の会に指導すべきである。</p>
<p>平成 28 年度 事業費 21 百万円</p>	

事業目的達成に向けて事業内容を見直すべき【意見】	
【18】ならまち ナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費	<p>市は、観光客が奈良に宿泊する動機づけを高めるべく夜の魅力を伝えるという目的から、ならまちナイトカルチャー事業を実施している。</p> <p>当事業のひとつとして開催している能や狂言、雅楽、落語等の伝統芸能を活用したイベントの実施を総合財団へ委託している。本イベントは春・夏・秋・冬の4回に分けて実施されており、毎回参加者からアンケートを取り、その結果を次回の企画運営に反映できるようにしている。アンケート結果によると、参加者のうち春では6割～8割、夏及び秋では4割～6割が奈良県内在住者であり、特に平成28年度の春については7割以上が市内在住者である。また、宿泊した者の割合は、秋は2割～4割と比較的高いものの、春は減少傾向にあり平成28年度では1割以下、夏は1割程度で横ばいとなっている。</p> <p>当事業はその目的である宿泊観光客の増加に繋がる成果が現れているとはいえない状態が続いているが、事業内容の抜本的な見直しが行われていない。総合財団と情報共有しながら、県外からの観光客へのプロモーション戦略やコンテンツを見直すことを積極的に検討し、事業目的に即した効果の向上に努める必要がある。</p>
平成28年度 事業費 3百万円	
インセンティブが働く契約形態の導入を検討すべき【意見】	
【18】ならまち ナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費	<p>総合財団へ委託しているナイトカルチャー事業について、現状の委託契約は、収入と支出との差額である残金部分については、全額市へ返納することとなっており、総合財団がコストを削減又は入場料等の自己収入を増加させるインセンティブが働かないと考えられる。</p> <p>したがって、今後、委託料の見直しや事業の自立性を高める目的において、自己収入の一定額が総合財団の収入となる仕組みとする等、インセンティブが働く何らかの契約形態及び契約条件を検討することが望ましい。</p>
平成28年度 事業費 3百万円	

環境保護の観点から、他の社寺等でのアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所設置の必要性について検討すべき【意見】	
【19】観光便所・待機所管理経費	自動車からの排ガスは、地球温暖化や大気汚染、悪臭の原因となり、歴史的文化遺産や自然環境への影響が心配されていることから、平成 12 年 4 月に、奈良市アイドリング・ストップに関する条例が施行され、世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定している。そのうち、春日大社、唐招提寺、薬師寺の 3 社寺については、境内駐車場にアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所を設け、従来からの慣行により市はその管理業務委託料を社寺に支払っている。しかし、当該条例が施行から 16 年が経過するものの、当該実施対象の見直しは行われていないとのことであった。
平成 28 年度 事業費 8 百万円	当該条例の趣旨を踏まえて、環境保護の観点から、他のアイドリング・ストップ促進重点区域の社寺等でのアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所設置の必要性について検討すべきである。
予算要求資料及びその積算資料を作成者以外の者がチェックする体制を整備し、適切に予算要求資料を作成すべき【結果】	
【19】観光便所・待機所管理経費	平成 28 年度の観光便所管理委託料について所管課が作成した予算要求資料において、2,578 千円と積算されていたが、日数が 366 日、消費税率が 9%で計算されており、平成 28 年度のあるべき日数 365 日、消費税率 8%で再計算すると 2,568 千円となり 10 千円過大に予算要求をしていた。
平成 28 年度 事業費 8 百万円	予算は、無駄なく効率的に使用すべきであり、予算要求資料は適切に積算した資料に基づき作成すべきであった。また、同様のことが起こらないよう、予算要求資料及びその積算資料の作成については、作成者以外の者がチェックする体制を整備すべきである。

国際コンベンション開催に関する助成金は実績額を負担するようにすべき【意見】	
【20】奈良県ビ ジターズビュー ロー負担金経費	<p>ビューローでは、国際コンベンションを開催する者に対し、その開催経費を助成する「国際コンベンション開催助成事業」を実施している。国際コンベンションの大半は市内で開催されることなどから、市は負担金をビューローへ支払っている。</p>
平成 28 年度 事業費 28 百万円	<p>ビューローがコンベンション主催者に支払った助成金は国際コンベンションの多寡に応じて 2,000 千円から 6,000 千円弱と年度によって助成額が増減しているが、市の負担は毎年 6,000 千円から 7,000 千円程度でほぼ一定である。</p> <p>本負担金は精算に関する定めがないことから、ビューローによる助成実績が少ない年度であっても、負担金の額は年度当初に決定された額から変更されていない。</p> <p>補助対象要件を満たす国際コンベンションの開催実績が少ない現状においては、国際コンベンションの開催実績と負担金支出が見合っていないと考えられる。</p> <p>したがって、市の負担金の額を、ビューローが助成した実績額とすることで市の歳出額を最小限に抑えるべきである。</p>
補助事業にかかった人件費の実績を把握すべき【意見】	
【21】奈良町振 興補助経費	<p>市は、総合財団が実施する奈良町の活性化に寄与する地域振興事業に対し、補助金を交付している。このため、市は総合財団から年度末に補助金の実績報告を受けているが、総合財団は市の外郭団体であるため、補助対象経費のうち、人件費の予算を総合財団職員の平均給与で計上し、総合財団からの実績報告においても、平均給与で行うこととしている。</p>
平成 28 年度 事業費 26 百万円	<p>当該補助事業の実績報告を総合財団の平均給与で行っているため、実際にどの職位又は年次の人がどの程度業務に携わっていたかを把握することができず、費用対効果を測定することができない。</p> <p>また、市の外郭団体である総合財団職員の平均給与の変動がそのまま補助金額の増減に影響するのは合理的でなく、本来は、補助事業の業務量や難易度を積算して金額を決定する必要がある。</p> <p>このため、市は補助事業の業務量や難易度を測るために目的事業に従事した日数等を確認し、補助事業にかかった人件費の実績を把握すべきである。</p>

特定の事業に対する負担金又は補助金に切り替えるべき【意見】	
【22】各種観光振興団体負担金等経費（観光戦略課所管）	<p>観光産業推進協議会（以下、「観推協」という。）は市、ビューロー、奈良商工会議所、市観光協会からの負担金を収入（平成 28 年度実績 2,758 千円）として事業を実施しているが、そのうち 400 千円はなら燈花会・なら瑠璃絵の協賛金として支出している。</p> <p>なお、同様に観推協に負担金支出している市、ビューロー、奈良商工会議所及び市観光協会もなら燈花会及びなら瑠璃絵に協賛金を支出している。</p>
平成 28 年度事業費 8 百万円	<p>本来、負担金又は補助金は団体が直接的に実施する事業に対して支払われるものである。しかし、観推協へ負担金を支出している団体は直接、なら燈花会・なら瑠璃絵に補助金支出又は協賛していることに加えて、結果的に観推協を通じても間接的に協賛しているように見え、資金の流れが不明瞭となっている。</p> <p>特定の事業に対する負担金又は補助金に切り替えることで、負担又は補助の目的を明確にすべきである。</p>

第4 個別事業に係る監査の結果及び意見

【1】針テラス運営管理経費

1. 概要

事業名	針テラス運営管理経費				
所管課	観光振興課	開始年度	平成13年度		
事業目的	名阪国道と国道369号の交差点に位置し、市の東の玄関口の意味を持つ道の駅「針テラス」において、観光客や利用者が楽しく、快適に、そして高い利便性で施設を利用できるよう、運営管理を行う。				
事業概要	針テラス情報館や道の駅「針テラス」について、その施設等の維持管理を業務委託又は指定管理者制度によって実施する。				
事業費 (千円)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	当初予算額	76,072	71,121	69,529	69,746
	決算額	75,288	70,935	69,351	

平成28年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	69,117	69,117	国庫補助金	20,699	20,699
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	47	47	使用料手数料	3	3
その他	365	187	一般財源等	48,827	48,649
計	69,529	69,351	計	69,529	69,351

平成28年度の事業費決算額69,351千円の内訳は次のとおりである。

No.	内容	決算額
1	道の駅「針テラス」維持管理業務委託	39,402千円
2	事業体サービス提供委託	22,000千円
3	針テラス情報館指定管理料	7,715千円
4	その他	234千円
	合計	69,351千円

道の駅「針テラス」の概要は次のとおりである。

開設年月：平成13年7月
所在地：奈良県奈良市針町（開設時は旧・都祁村）
敷地面積：50,473㎡
主要施設：駐車場、公衆トイレ、休憩施設、飲食や物販テナント施設、観光いちご園、

温泉施設、針テラス情報館（都祁地区を中心とした当館周辺地域の歴史の紹介や特産品の販売を行う施設）

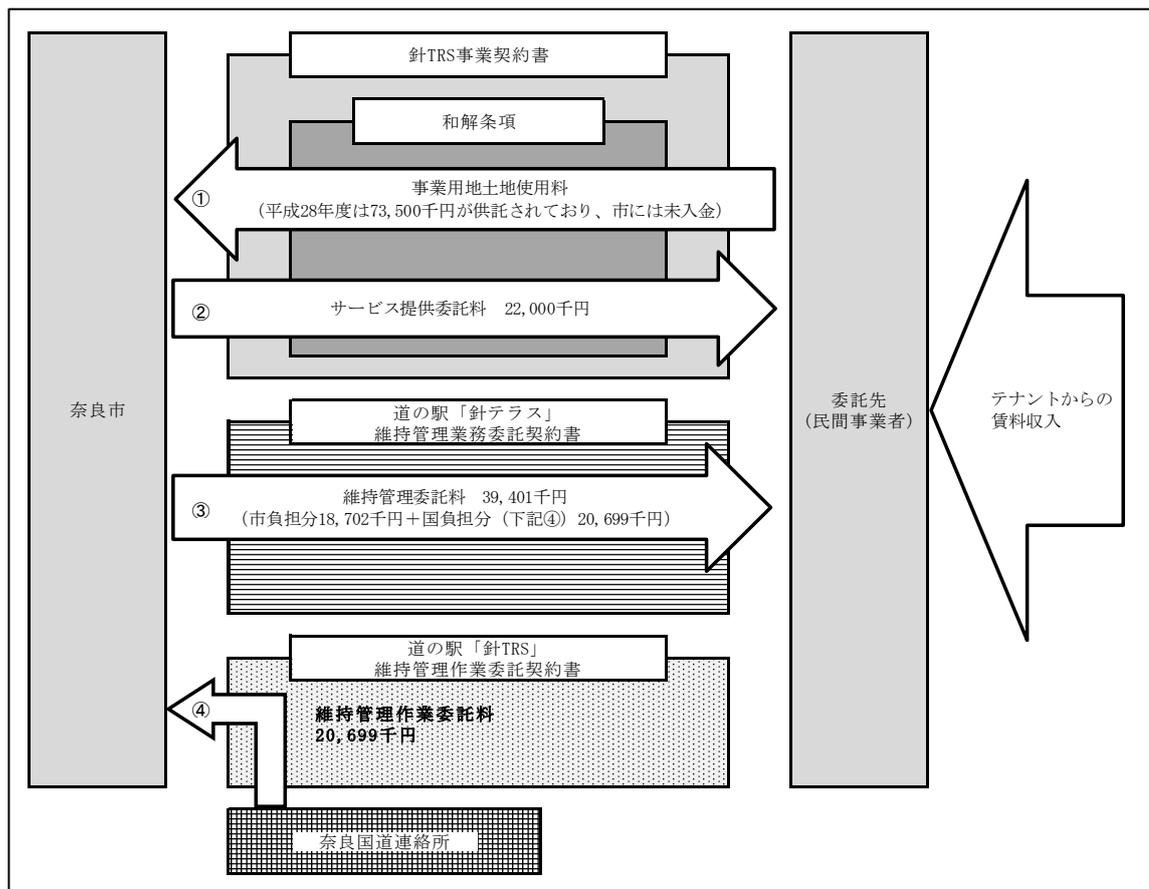
平成 27 年度の駐車場利用台数：1, 259, 624 台

主な敷地と施設の所有権は次のとおりである。

区分	エリア・施設名	所有権者
敷地	主に駐車場部分	国
	主に施設部分	市
施設	針テラス情報館・温泉施設	市
	テナント用施設・観光いちご園	民間事業者

道の駅「針テラス」に係る国・市・民間事業者の間の資金の流れは次のとおりである。
 (表中の「針 TRS」は針テラスの意、金額は平成 28 年度実績額)

【道の駅「針テラス」の運営に関する資金の流れ】



(出所：市からの入手資料)

道の駅「針テラス」は、民間事業者が市に土地賃借料を支払って、道の駅で事業を行っている（上表①）。

市は、道の駅敷地内の歩道等の公共利用地の使用料（針 TRS 事業契約書においてはサービス提供委託料と記載。上表②）及び駐車場や公衆トイレ等の維持管理委託料（上表③）を民間事業者に支払っている。（道の駅「針テラス」のうち駐車場エリアなどは国の管轄であり、市は当該エリアの維持管理委託料相当額（上表④）を国（奈良国道事務所）から受領している。）

したがって、民間事業者から見ると、「テナント用施設の運営等による収益・サービス提供委託料・維持管理委託料の収益」が「土地の賃借料・各施設の維持費等の費用」を上回れば利益が出る仕組みとなっている。

市は針テラスの開設に必要な土地の造成等に要した支出を、民間事業者からの土地賃料で賄うという事業計画のもと平成 12 年度に「針テラス事業特別会計」を設け、造成時に借り入れた債務の償還支出と土地使用料収入を計上している。

維持管理手数料やサービス提供委託料、奈良市情報館の指定管理料等の支出や、国からの収入（駐車場部分等の維持管理経費相当額）は市の一般会計で計上されている。

上記の歳入及び歳出を管理する市の会計を整理すると次のとおりとなる。

所管する会計	市の歳入項目	市の歳出項目
針テラス事業 特別会計	事業用土地使用料	借入の償還
一般会計	国（奈良国道事務所）からの 歳入	維持管理委託料 サービス提供委託料 針テラス情報館指定管理料

【針テラス事業特別会計に係るこれまでの課題①】

針テラスがオープンして 4 年後の平成 17 年度、民間事業者が市に土地の賃料の減額を申し出た。市と民間事業者の間で折り合いがつかず、同年度以降の支払が滞り、訴訟となった。

その後、平成 22 年 12 月に和解が成立した。主な和解内容は次のとおりである。

- 平成 18 年 9 月から平成 22 年 12 月までの賃料と遅延損害金を支払う。
- 平成 23 年 1 月から平成 28 年 3 月までの賃料は年 73,500 千円に減額する（当初の契約は年 90,000 千円）。
- 委託者（市）・受託者（民間事業者）・学識経験者等で構成する針テラス事業協議会を設置し、事業内容や経理状況について指導助言を行う。民間事業者は同協議会で求められた資料を公開しなければならない。

【針テラス事業特別会計に係るこれまでの課題②】

上記和解による土地賃料の減額措置が平成 28 年 3 月に終了することから、平成 28 年 1 月、市に引き続き賃料を減額するよう民間事業者から要望があった。しかし、平成 28 年 4 月以降は当初の契約どおり年 90,000 千円を支払うべきとする市と民間事業者の間で、折り合いがつかなかった。

平成 28 年 5 月からの裁判所による調停が行われたものの同年 8 月に不成立となり、裁判となった。平成 29 年 12 月時点で未結審である。なお、民間事業者は平成 28 年度末時点で 73,500 千円を法務局へ供託しており、市へは入金されていない。

このような土地使用料の未収により、針テラス事業特別会計は平成 28 年度決算において 89,739 千円の資金不足が生じている。市によると、平成 29 年度中に結審し、当初契約金額どおりに民間事業者から入金となされた場合、同会計の資金不足は解消される見込みとのことである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 民間事業者の賃料支払能力について

① 民間事業者の賃料支払能力の把握に関する現状

針テラスの民間事業者は開業後 10 年を経過するごとに物価上昇、金利変動その他経済情勢の変動等により賃料の改定を請求できる（針 TRS 事業契約書第 23 条）。民間事業者は開業後 10 年を待たずして経営状況の悪化等を理由に平成 17 年度から賃料の減額を請求してきており、市としては民間事業者の事業継続の可能性や賃料減額請求の正当性について、慎重に評価する必要がある。

市は同事業契約書第 28 条第 1 項に基づき、民間事業者の執行する本事業の経営状況や財務状況、管理運営の状況について資料の提出又は説明を求めることができる。また上述の平成 22 年の和解内容に記載のとおり、市は協議会の場で民間事業者から事業の収支状況を開示するよう求めることができる。例えば、民間事業者の経営状況や経営能力を評価するにあたっては、次のような情報が有用である。

- 民間事業者の登記簿謄本、納税証明書、事業計画書、決算書、事業報告書
- 景気動向（全国、関西圏、道の駅の周辺地域など）
- 針テラスがメインターゲットとする利用者の状況
- 駐車場の利用台数
- 類似する他の道の駅の収益状況
- 針テラスのテナント入居率、テナントと民間事業者との契約内容
- テナントの業種
- 集客力の維持・向上に向けたイベントや修繕など、本事業の委託契約時の事業計画に記載されている施策の実施状況

しかし、協議会では当初の委託契約の内容等の議論が中心であり、針テラスの運営に関する議論はほとんど行われていない。市は平成 26 年度の協議会で前年度（平成 25 年度）の収支状況を入手するに留まっており、民間事業者の経営状況等を評価するために必要な情報を十分に入手していない。また、平成 28 年 1 月頃から賃料について民間事業者と折衝するにあたって、経営不振との主張を裏付けるこれらの情報を入手していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 市の損失が最小限になるよう民間事業者をモニタリング・指導すべき

本来であれば市は 90,000 千円の土地の賃料収入を得られるところ、平成 22 年の和解に従い 73,500 千円に減額している。市は、現在の民間事業者の経営状況や経営能力を十分に評価し、現在の事業者に経営努力を促すことはもちろん、事業委託先を切り替える、事業自体の存廃も含め検討すべきであった。

また民間事業者には経営改善計画を作成させ、計画の実現可能性を評価するとともに、可能な範囲で針テラス運営事業の発展に協力することで、市に生じる損失を最小限にする策を講じるべきであった。

(2) 指定管理料の収支状況報告について

① 指定管理料の収支状況報告に関する現状

針テラス情報館は平成 25 年度から公募による指定管理者制度を導入しており、市は「奈良市針テラス情報館の管理に関する基本協定書」第 18 条に基づき、毎事業年度終了後に収支状況報告を含む事業報告を受領している。

市は、指定管理料の収支状況報告の正確性を検証する特段の手段（領収書と会計帳簿との照合など）を実施していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 指定管理料の収支状況報告の正確性を検討すべき

監査人が平成 28 年度の「奈良市針テラス情報館指定管理料収支状況報告書」を閲覧したところ、光熱水費・保険料・通信運搬費・広告宣伝費・その他支出の 5 項目について 4 月と 5 月の金額が同額であった。

市によると、指定管理者側での作表誤りとのことであったが、収支状況報告書を受理した際に市が十分な確認をすることで発見できる誤りである。収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、定期的に領収書と会計帳簿との照合などを行い、収支状況報告の正確性を検討すべきである。

【2】奈良町にぎわいの家運営管理経費

1. 概要

事業名	奈良町にぎわいの家運営管理経費				
所管課	奈良町にぎわい課	開始年度	平成 27 年度		
事業目的	奈良町にぎわいの家は「奈良町」の三新屋と呼ばれる地区の中心的な建物である。そのため、市が周辺景観の重要な要素となっている当該大型町家を改修・整備し、地域の住民や学生と観光客が交流する奈良町観光の拠点として運営することで、奈良町への誘客を促進する。				
事業概要	奈良町にぎわいの家は大正期の町家を見学できる施設であり、地域の方々が、集い、楽しみ、伝えあう地域コミュニティの活動拠点とするとともに、奈良町観光の拠点のひとつとして、外国人や修学旅行生などの文化交流の体験施設として活用し、さらには、大学とコラボレートすることにより、茶道や伝統行事等の奈良町文化の発信基地とする。				
	<p>平成 24 年度 大型町家（奈良町にぎわいの家）を購入</p> <p>平成 25 年度 設計及び茶室整備</p> <p>平成 26 年度 改修工事及び伝統的設備の復元</p> <p>平成 27 年度 開館</p> <p>平成 25 年度から、珠光茶会の会場としても使用している。</p> <p>来館者数</p> <p>平成 27 年度 94,515 名</p> <p>平成 28 年度 96,018 名</p> <p>平成 28 年度指定管理者：奈良町にぎわいの家管理共同体</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	-	16,560	16,760	16,560
	決算額	-	16,560	16,758	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	16,560	16,560	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	200	198	一般財源等	16,760	16,758
計	16,760	16,758	計	16,760	16,758

2. 監査の結果及び意見

(1) 事業計画と事業実施実績の比較について

① 事業計画と事業実施実績の比較に関する現状

「奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定書」に基づき、指定管理者である「奈良町にぎわいの家管理共同体」から、市は年度ごとに事業計画書及び事業報告書を入手している。

しかし、市は、事業計画書で報告されている計画したイベントと事業報告書で報告されている実施したイベントとの比較を行っておらず、計画されていたイベントが実施されたかどうか把握していない。

また、指定管理者から提出された事業報告書には、当年度に実施したイベントが記載されているが、当該イベントが事業計画書で計画されていたイベントか、もしくは、計画外で実施されたイベントかが判別できない。また、計画されていたにも関わらず実施しなかったイベントについて、そのイベント名及び実施しなかった理由が事業報告書に記載されていない。例えば、事業計画書では平成28年8月に「沖縄音楽コンサート」を実施する計画となっているが、事業報告書には当該事業を実施した旨の記載がない。一方で、事業報告書には平成28年8月に「親子でそうめんを知る、食べる会」を実施した旨が記載されているが、事業計画書では計画されていない。

なお、イベントの計画数と実績数は以下のようになり、計画件数よりも実績件数のほうが多くなっている。

単位：件	種別	事業 計画	事業 実績	備考
本来事業	くらしの行事	25	28	体験型の文化講座など
	くらしの知恵	10	12	町家関連講座、相談
	くらしの文化	25	38	茶会、歌・音、体験型イベント
	くらしのしつらえ	25	29	写真、生花の展示
	つし2階展示	7	7	現代美術の展示
	蔵展示	17	17	地域や文化関連の展示
	その他	-	7	地域交流
自主事業	くらしの文化	10	5	語り文化、コンサートなど
合計		119	143	

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 事業計画と事業実績の比較表の作成を指定管理者へ求めるべき

計画された事業が実施されたか、あるいは、実施されなかったとした場合なぜ実施されなかったか、又はその代替となる事業を実施したかを把握しなければ、PDCA サイクルを回すことができない。

市は、当初計画どおりに実施された事業、実施されなかった事業及びその理由、並びに計画外で実施された事業及びその理由又は代替事業が判別できるような形式の事業報告書を作成するように指定管理者へ指導すべきである。

(2) 入館者数等の目標設定について

①入館者数等の目標設定に関する現状

当該施設は、イベントや展示も頻繁に行われていることから入館者数も多く、平成 27 年度が 94,515 人、平成 28 年度が 96,018 人となっている。

しかし、基本協定書には、事業計画書を入手しなければならない旨は定められているものの、その内容については規定されておらず、その結果、事業計画書には入館者数の目標値が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき

現状、事業計画書においては、入館者数等の目標設定がなされていないが、指定管理者自らが目標入館者数等掲げること、目標の達成に向けてよりよい運営を心がけるようになると考えられる。

市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与しているかどうかを判断すべきである。

【3】奈良町からくりおもちゃ館運営管理経費

1. 概要

事業名	奈良町からくりおもちゃ館運営管理経費				
所管課	奈良町にぎわい課	開始年度	平成 24 年度		
事業目的	<p>奈良町からくりおもちゃ館は、町家やからくりおもちゃによって奈良町や日本の文化を広めるために開設された施設である。</p> <p>当該施設を通して、奈良町を訪れる観光客が、安全で快適かつ有意義に利用できるように各観光施設の運営管理を行う。</p>				
事業概要	<p>当該施設は奈良町の活性化と市の観光振興に役立ててほしいと寄贈を受けた、旧松矢家住宅を活用したものである。また、からくりおもちゃは、奈良大学名誉教授の鎌田道隆氏より寄贈を受けたものである。</p> <p>市は指定管理者と連携しながら施設としての維持管理及び、事務経費・人件費を含む適正な運営管理のための業務委託を行い、その内容を精査しながら観光客を快適に迎えるための運営管理を行う。</p> <p>来館者数</p> <p>平成 26 年度 49,742 名</p> <p>平成 27 年度 49,295 名</p> <p>平成 28 年度 46,227 名</p>				
	平成 28 年度指定管理者：特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	6,059	6,089	6,326	6,990
	決算額	6,059	6,059	6,295	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	6,059	6,059	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	267	236	一般財源等	6,326	6,295
計	6,326	6,295	計	6,326	6,295

2. 監査の結果及び意見

(1) 入館者数等の目標設定について

①入館者数等の目標設定に関する現状

「奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定書」に基づき、市は指定管理者である「特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町」より、事業計画書を入手している。

しかし、基本協定書には、事業計画書を入手しなければならない旨は定められているものの、その内容については規定されていない。

そのため、入手している事業計画書には、実施予定の事業が記載されているのみであり、入館者数等の目標値が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき

現状、事業計画書においては、入館者数等の目標設定がなされていないが、指定管理者自らが目標入館者数等掲げること、目標の達成に向けてよりよい運営を心がけるようになると考えられる。

市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与しているかどうかを判断すべきである。

【4】ならまち格子の家運営管理経費

1. 概要

事業名	ならまち格子の家運営管理経費				
所管課	奈良町にぎわい課	開始年度	平成4年度		
事業目的	<p>ならまち格子の家は、伝統文化継承拠点、観光に寄与する施設、地域社会との連携の場としての活用を目的として建てられた施設である。</p> <p>当該施設を通して奈良町を訪れる観光客が、安全で快適かつ有意義に利用できるように各観光施設の運営管理を行う。</p>				
事業概要	<p>ならまち格子の家は、江戸時代末から明治時代にかけて、「ならまち」に点在した町家をモデルに建てられた。</p> <p>市は指定管理者と連携しながら施設としての維持管理及び、事務経費・人件費を含む適正な運営管理のための業務委託を行い、その内容を精査しながら観光客を快適に迎えるための運営管理を行う。</p> <p>指定管理者や地域の団体と緊密に連携を取り、観光客の動向や施設の現状把握を積極的に行うことで観光客が快適に訪れることのできる施設の維持に努めている。</p> <p>来館者数</p> <p>平成26年度 72,129名</p> <p>平成27年度 101,259名</p> <p>平成28年度 100,390名</p> <p>平成28年度指定管理者：ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム</p>				
事業費 (千円)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	当初予算額	4,208	4,305	4,408	4,208
	決算額	3,992	4,239	4,466	

平成28年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	4,208	4,208	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	200	258	一般財源等	4,408	4,466
計	4,408	4,466	計	4,408	4,466

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者からの事業報告書について

① 指定管理者からの事業報告書に関する現状

当事業の指定管理者である「ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム」は、一般財団法人奈良市総合財団（以下、「総合財団」という。）と株式会社地域活性局（以下、「(株)地域活性局」という。）が構成員である共同体である。

当コンソーシアムから入手している事業報告書の収支計算書において、負担金支出が2,969千円計上されていた。負担金支出の内訳は(株)地域活性局が2,963千円、元興寺町自治会費6千円である。しかし、市は構成員である(株)地域活性局の収支計算書を手に入しておらず、(株)地域活性局がコンソーシアムから受け取った2,963千円の使途が不明であった。そのため、監査人が(株)地域活性局の収支計算書を別途依頼し閲覧すると、使途は主に人件費であった。

また、平成28年度のコンソーシアムの収支計算書では、事業活動収支差額は△29千円となっている。しかし(株)地域活性局の事業活動収支差額は24千円であり、合計では△4千円となる。

② 監査の結果

i) 構成員合算の収支計算書を手入手すべき

市は、コンソーシアムへ支払った指定管理料4,408千円のうち、2,963千円の使途を把握していなかった。

また、市が入手していたコンソーシアムの収支計算書と監査人が入手した(株)地域活性局の収支計算書を合算すると、コンソーシアムとしてのあるべき事業活動収支差額は△4千円であり、市が把握している収支差額△29千円よりも24千円乖離していた。

コンソーシアムの構成員の当該事業に係る支出は、コンソーシアムの支出であるので、その支出項目が分かるような収支計算書を手入手すべきである。したがって、市は、現状のような(株)地域活性局への負担金支出として開示された収支計算書を手入手するのではなく、(株)地域活性局での支出項目に合わせて、コンソーシアム全体としての収支計算書を提出させるべきである。

【現状の収支計算書】

(単位:千円)

事業活動収入		
	計	4,208
事業活動支出		
負担金支出((株)地域活性局)		2,963
負担金支出(元興寺)		6
他会計への繰入金支出		164
保険料支出		476
その他事業活動支出		626
	計	4,236
法人税等		0
事業活動収支差額		△29

【作成すべき収支計算書】

(単位:千円)

事業活動収入		
	計	4,208
事業活動支出		
人件費		2,789
負担金支出(元興寺)		6
他会計への繰入金支出		164
保険料支出		476
その他事業活動支出		775
	計	4,211
法人税等		0
事業活動収支差額		△4

(出所：コンソーシアム及び(株)地域活性局の収支計算書をもとに監査人加工)

③意見

特に記載すべき事項はない。

(2) 入館者数等の目標設定について

①入館者数等の目標設定に関する現状

当該施設は、旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」で高い評価を得ている施設の認定基準である「2015年エクセレンス認証」の認定を受けたこともあり、入館者数も多く、年間10万人程度が訪れている。

また、「奈良市ならまち格子の家の管理に関する基本協定書」に基づき、指定管理者であるならまち格子の家指定管理者コンソーシアムより、市は事業計画書を入手している。

しかし、基本協定書には、事業計画書を入手しなければならない旨は定められているものの、その内容については規定されていない。

そのため、入手している事業計画書には、実施予定の事業が記載されているのみであり、入館者数の目標値等が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 入館者数等の目標値を計画に掲げるよう基本協定書に明記すべき

現状、事業計画書においては、入館者数等の目標設定がなされていないが、指定管理者自らが目標入館者数等掲げること、目標の達成に向けてよりよい運営を心がけ

るようになると考えられる。

市は、基本協定書に、事業計画書において目標入館者数等の目標値を掲げるよう明記し、目標値の達成状況をモニタリングすべきである。その上で、当該施設が奈良町の観光に寄与しているかどうかを判断すべきである。

【5】 転害門前観光駐車場運営管理経費

1. 概要

事業名	転害門前観光駐車場運営管理経費				
所管課	奈良町にぎわい課	開始年度	平成 12 年度		
事業目的	<p>奈良市転害門前観光駐車場は、転害門を訪れる観光客の便宜を図るために設置された駐車場である。</p> <p>当該施設を通して、奈良町を訪れる観光客が、安全で快適かつ有意義に利用できるように各観光施設の運営管理を行う。</p>				
事業概要	<p>市は転害門前に駐車場を設け、指定管理者と連携しながら施設としての維持管理及び、事務経費・人件費を含む適正な運営管理のための業務委託を行い、その内容を精査しながら観光客を快適に迎えるための運営管理を行う。</p> <p>利用台数</p> <p>平成 26 年度 5,420 台</p> <p>平成 27 年度 5,705 台</p> <p>平成 28 年度 5,940 台</p> <p>平成 28 年度指定管理者：ミディ総合管理株式会社</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	2,058	2,900	2,967	3,038
	決算額	2,089	2,134	2,967	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	2,058	2,058	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	909	909	一般財源等	2,967	2,967
計	2,967	2,967	計	2,967	2,967

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【6】柳生観光協会補助経費

1. 概要

事業名	柳生観光協会補助経費				
所管課	観光振興課	開始年度	平成 20 年度		
事業目的	剣豪の里として知名度の高い、柳生地域の観光振興を推進している柳生観光協会（任意団体）に対し助成を行うことにより、東部地域全体の観光振興に繋げる。				
事業概要	柳生さくら祭、写真コンクール、旧柳生藩家老屋敷の運営、看板設置など、柳生地域への誘客・受入を行っている柳生観光協会に対し、補助金を交付する。 柳生地域の観光振興と活性化のために柳生観光協会へ補助を行ってきた。				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	3,340	3,435	3,435	3,435
	決算額	3,340	3,435	3,435	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	3,435	3,435	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	3,435	3,435
計	3,435	3,435	計	3,435	3,435

柳生地域は京都府との境にあり、剣豪を生んだ町として有名な市東部の観光拠点のひとつである。柳生観光協会は、柳生地域の観光振興を担う主要な組織である。

柳生観光協会の概要は次のとおりである。

役職員構成	会長・副会長 2 名・理事 8 名・事務局長・監事 2 名
市との関係	職員派遣はない。

平成 28 年度柳生観光協会の収支状況は以下のとおりである。

【平成 28 年度 柳生観光協会 歳入歳出決算書】 (単位：千円)

歳入の部	予算額	決算額	増△減	備考
会費	500	432	△68	
補助金	3,435	3,435	-	市からの事業補助金
分担金	100	100	-	地区 7 町分担金
事業収入	190	190	-	冊子等斡旋
委託金	8,167	8,167	-	市からの指定管理料

歳入の部	予算額	決算額	増△減	備考
				・家老屋敷管理費 4,707 千円 ・陣屋跡管理費 518 千円 ・駐車場管理費 2,942 千円
雑収入	103	25	△78	総会寸志・利息・定期預金
繰越金	1	3	2	
合計	12,497	12,352	△144	

歳出の部	予算額	決算額	増△減	備考
会議費	160	99	△60	総会費
事務費	3,240	3,168	△71	・職員手当 2,970 千円 ・印刷消耗品 102 千円 ・その他 96 千円
事業費	890	897	7	・宣伝費 216 千円 ・一般事業費 680 千円
委託金	8,167	8,168	1	・家老屋敷管理費 4,708 千円 ・陣屋跡管理費 518 千円 ・駐車場管理費 2,942 千円
負担金	38	17	△20	
予備費	2	0	△2	
合計	12,497	12,351	△145	

(出所：市より入手した柳生観光協会歳入歳出決算書)

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の検査について

① 補助金の検査に関する現状

本補助金は柳生観光協会の運営費補助であり、「柳生観光協会補助金の交付及び執行に関する要領」第3条において、補助対象経費が定められており、交際費や慶弔費、飲食費などは補助対象としないとされている。

しかし、本補助金の金額確定に係る検査は、事業報告及び決算書を入手し、補助対象経費が補助金額を上回っていることを総額ベースで確かめるといった形式面での検査に留まっており、補助対象とならない経費が決算書に含まれていないことについて実質的な検査は行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 補助金額の確定に係る詳細な検査を実施すべき

補助金の決算書(収支報告)を閲覧するだけでは、補助対象の経費であるかどうかを判断することはできない。

補助対象外経費が決算書に含まれていないことを確かめるため、会計帳簿を入手して支出費目ごとの明細を確認し、領収書と会計帳簿とを照合する等の実質的な検査を行うべきである。

(2) 柳生観光協会の運営財源について

① 柳生観光協会の運営財源の現状

柳生観光協会は、地元のボランティアの協力も得て、毎年多くの観光イベントを実施しているが、協会の自己収入はほとんどなく、観光イベントや協会の運営に係る支出の財源として、市からの本補助金に依存している状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 自己収入を増加させる施策について検討すべき

剣豪を生んだ町としての知名度を活かし、協会活動を支援する目的で寄付金を募るなど、協会の自己収入を増加させ、団体の自立性を高める施策を進めるよう、市は協会を指導すべきである。

【7】柳生の里観光施設運営管理経費

1. 概要

柳生の里観光施設は、「旧柳生藩家老屋敷・旧柳生藩陣屋跡・柳生観光駐車場」の3施設で構成される。市東部の柳生地域の観光拠点である。

事業名	旧柳生藩家老屋敷運営管理経費				
所管課	観光振興課	開始年度	昭和 61 年度		
事業目的	柳生の里を訪れる観光客に、柳生の歴史と風土に触れて頂き、その魅力を体感して頂くため、柳生の里観光施設の管理運営を行う。				
事業概要	柳生の里の中でも、最も多く観光客が訪れる代表的な観光施設である。 建物の老朽化が進んでおり、お客様を迎える施設としての整備と、歴史を損なわない維持管理の両立が課題である。				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
	使用料収入	2,441 千円	2,462 千円	1,936 千円	
	入場者数	7,589 人	7,630 人	6,152 人	
	平成 28 年度指定管理者：柳生観光協会				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	4,682	4,707	4,707	4,707
	決算額	4,636	4,707	4,707	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	4,707	4,707	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	3,200	1,936
その他	-	-	一般財源等	1,507	2,771
計	4,707	4,707	計	4,707	4,707

事業名	旧柳生藩陣屋跡運営管理経費			
所管課	観光振興課	開始年度	昭和 61 年度	
事業目的	柳生の里を訪れる観光客に、柳生の歴史と風土に触れて頂き、その魅力を体感して頂くため、柳生の里観光施設の管理運営を行う。			
事業概要	柳生の里の中でも、行楽シーズンには多くの観光客が訪れる代表的な観光施設であり、お客様を迎える施設としての整備と、史跡の景観等を損なわない維持管理に努めている。			
	平成 28 年度指定管理者：柳生観光協会			

事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	518	518	518	518
	決算額	514	518	518	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	518	518	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	518	518
計	518	518	計	518	518

事業名	柳生観光駐車場運営管理経費				
所管課	観光振興課	開始年度	昭和 61 年度		
事業目的	柳生の里を訪れる観光客の利便性を向上し、観光客を誘引する散策拠点として、柳生観光駐車場の運営管理を行う。				
事業概要	柳生の里を訪れる観光客向けに駐車場を提供する。 観光案内施設を備えない柳生の里にあって、適正な運営管理はもちろん、お客様を迎え入れる場としての案内も重要な機能であり、快適かつ正確なサービスなど、質の向上に努めている。				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
	使用料収入	1,329 千円	1,397 千円	1,003 千円	
	利用台数	2,215 台	2,267 台	1,667 台	
	平成 28 年度指定管理者：柳生観光協会				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	2,917	2,942	2,942	2,942
	決算額	2,802	2,942	2,942	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	2,942	2,942	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	1,800	1,003
その他	-	-	一般財源等	1,142	1,939
計	2,942	2,942	計	2,942	2,942

上記3施設の指定管理においては利用料金制を導入していないことから、施設の入場料や駐車場料金は使用料として市の歳入となる。市の委託料支出（指定管理料）、使用料収入（入館料）、利用状況の推移は上記事業概要に記載のとおりである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理料の執行について

① 指定管理料の執行に関する現状

旧柳生藩家老屋敷・旧柳生藩陣屋跡・柳生観光駐車場3施設は平成25年度から公募による指定管理者制度を導入（公募で選定）しており、市は「柳生の里観光施設（旧柳生藩家老屋敷・旧柳生藩陣屋跡・柳生観光駐車場）の管理に関する基本協定書」第18条に基づき、毎事業年度終了後に収支報告を含む事業報告書を、指定管理者から提出させている。

市は、指定管理料の収支報告の正確性を検証する特段の手段（領収書と会計帳簿との照合など）を実施していない。

② 監査の結果

i) 指定管理業務に係る領収書等を保管するよう指導すべき

監査人が平成28年度の旧柳生藩家老屋敷と旧柳生藩陣屋跡の指定管理料に係る収支報告書を閲覧したところ、平成29年3月の人件費支出が、他の月の2倍以上に急増していた。

施設名	人件費		(A)/(B)
	平成29年3月(A)	平成28年4月～平成29年2月の1か月平均(B)	
旧柳生藩家老屋敷	608千円	211千円	2.8倍
旧柳生藩陣屋跡	552千円	207千円	2.6倍

市によると、指定管理者は柳生の里観光施設の管理運営に協力して頂いた地域のボランティアらに対して支払った1年分の謝礼金を人件費に計上しており、その結果3月の人件費支出が他の月の2倍以上になったとのことだった。しかし、そのうちの一部謝礼金の支払については領収書を徴収していないとのことであった。

指定管理者は指定管理事業の運営に要した経費の支払事実を証明する書類を保管すべきであり（柳生の里観光施設の管理に関する基本協定書第12条）、市は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。また、市は収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、今後は領収書と会計帳簿との照合などによるチェックを行うべきである。

【8】平城宮跡内イベント経費

1. 概要

事業名	平城宮跡内イベント経費				
所管課	観光振興課	開始年度	平成 23 年度		
事業目的	<p>平城宮跡は、西暦 710 年に、藤原京から遷都された平城京の中核の跡地である。当該宮跡地は、当時の天皇の住居や政治・国家的儀式を行う場として、学術的に貴重な価値を有することから、国の特別史跡に指定されるとともに、1998 年には平城宮跡を含む「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産に登録された。このため、国営公園として整備が進む平城宮跡において、イベントを展開して誘客を図り、平成 22 年度に開催された「平城遷都 1300 年祭」のにぎわいを一過性のものにならないため、平城宮跡内及びその周辺においてイベントを展開してにぎわいを創出し、歴史・文化・景観など、その魅力・価値等の発信により観光の発展に繋げることを目的としている。</p>				
事業概要	<p>平城宮跡において天平祭を開催している平城宮跡にぎわいづくり実行委員会に負担金を支出し、天平衣装による時代行列などの古代行事の再現や「東市西市」と銘打った飲食、物販会場、ものづくり体験、天平衣装体験、ライブ等のイベントを行い、誘客の促進を図っている。</p> <p>多くの社寺が集中する奈良公園周辺だけでなく、世界遺産でもある平城宮跡とその周辺にもにぎわいを創出するため、春・夏・秋のイベント開催により、より多くの観光客誘致を図るための事業を行っている。</p> <p>平成 28 年度事業実施者：平城宮跡にぎわいづくり実行委員会</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	37,000	37,000	37,000	37,000
	決算額	36,925	37,000	37,000	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	37,000	37,000	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	37,000	37,000
計	37,000	37,000	計	37,000	37,000

平成 28 年度平城宮跡にぎわいづくり実行委員会の収支決算書は以下のとおりである。

【平成 28 年度 平城宮跡にぎわいづくり実行委員会の収支決算書】 (単位：千円)

収入の部	予算額	決算額	差引	備考
負担金	292,000	291,926	74	・奈良県 254,926 ・市 37,000
その他収入	100	1	99	・預金利息
合計	292,100	291,927	173	

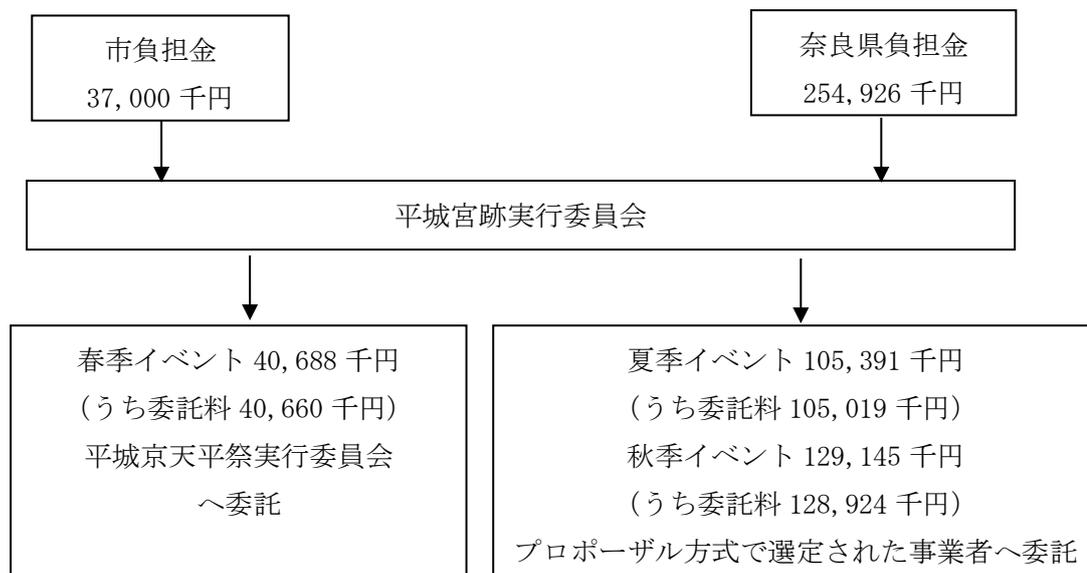
支出の部	予算額	決算額	差引	備考
イベント事業費	280,900	281,545	△645	・春季イベント 40,688 ・夏季イベント 105,391 ・秋季イベント 129,145 ・オフシーズン対策 6,320
広報宣伝費	10,000	9,231	769	・広告宣伝活動
事務費	1,200	1,151	49	・運営事務費等
合計	292,100	291,927	173	

平城宮跡にぎわいづくり実行委員会（以下、「平城宮跡実行委員会」という。）⁴は奈良県及び市からの負担金を収入源として事業を実施している。春季イベント「平城宮跡天平祭」は、イベントの企画・運営等を平城京天平祭実行委員会⁵に委託して、夏季イベント「天平たなばた祭り～平城京天平祭・夏～」及び秋季イベント「みつきうまし祭り～平城京天平祭・秋～」は、イベントの企画・運営等を公募型プロポーザル方式により選定された事業者⁵に委託している。

⁴平城宮跡にぎわいづくり実行委員会：平成 22 年度に開催された「平城遷都 1300 年祭」のにぎわいを一過性のものとしなため、官民が連携して平城宮跡内及びその周辺において、春夏秋の季節ごとににぎわいを創出するイベントの展開と、来訪者に対し歴史・文化・景観などその魅力・価値等の発信をもって、奈良県観光の発展に繋げていくことを目的とした任意団体である。構成メンバーは、奈良県、奈良市、奈良県内の交通事業社、商工会議所、旅館、ホテル組合、銀行等の関係団体であり、事務局は奈良県まちづくり推進局平城宮跡事業推進室である。

⁵平城京天平祭実行委員会：平成 22 年度の平城遷都 1300 年祭における「春のフェア」において、平城遷都祭実行委員会が実施した平城遷都祭を引き継ぎ、平城宮跡天平祭（春季イベント）を奈良県、奈良市、平城宮跡にぎわいづくり実行委員会と共催している団体である。

【平成 28 年度平城宮跡実行委員会の収支の状況】



(出所：平城宮跡実行委員会の収支決算書を監査人加工)

2. 監査の結果及び意見

(1) 実行委員会形式におけるリスク負担について

① 実行委員会形式におけるリスク負担に関する現状

平城宮跡実行委員会の目的や事業、組織等については、平城宮跡にぎわいづくり実行委員会規約により定められている。当該実行委員会が行う事業には、平城宮跡内及びその周辺のイベント展開事業を実施するための計画の作成や準備、広報等であるが、一部のイベント事業等については損害賠償責任保険を掛けているものの、損害賠償責任保険対象以外の事業により生じたリスク分担に対する明確な規定はなく、「規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める」と記載されているのみであり、実際に別に定めた規程等はなく、リスク負担が生じた場合はその都度協議することとしている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実行委員会及び奈良県と協議し、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にすべき

当該事業は平城宮跡天平祭(平成 28 年度来場者数 42,000 人)、天平たなばた祭り(平成 28 年度来場者数 44,000 人)、みつきうまし祭り(平成 28 年度来場者数 155,000 人)等、大勢の来場者を迎えるイベントの開催である。来場者が不慮の怪我をしたり、トラ

ブルに巻き込まれたり、何らかの損害を受けた場合、古都奈良の文化財として世界遺産登録をしている平城宮跡に損傷があった場合等の損害に対して、一部、損害賠償責任保険を掛けているものの、保険対象外の事象が生じた場合はその責任を奈良県あるいは市に求められる可能性もある。

このため、市は、平城宮跡実行委員会及び奈良県と協議をして、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にし、不測の事態に備えるべきである。

(2) 効果測定指標の設定について

① 効果測定指標の設定に関する現状

当該実行委員会は、平城宮跡内及びその周辺において平城宮跡天平祭、天平たなばた祭り、みつきうまし祭りを主催している。毎年度の事業報告としてイベント来場者を集計した結果が報告されているが、当該事業に関して、イベントごとの来場者数等の目標値が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 目標値を設定し、目標値と実績値の乖離について評価・検証すべき

目標値の設定をせず、実績値の評価が行われていない場合、負担金が有効かつ効果的に利用されているか判断することができず、前年度と同水準の負担金が支出され続けることで不必要又は効果的でない支出（負担金）が行われている可能性がある。

このため、事業計画の段階でイベントの来場者数や、市での消費額（従来から実施しているアンケートにて調査）等の目標値を成果指標とし、実績値と目標値の乖離について検証を行うよう平城宮跡実行委員会に働き掛けた上で、市としても目標値と実績値の評価・検証を行い、当年度の負担金の妥当性の検討を行うとともに、次年度の負担金額の検討を行うべきである。

また、当該目標値と実績値を評価・検証した資料は、平城宮跡実行委員会がより魅力的なイベントを実施するよう働き掛けるための資料として生かすことが望ましい。

【9】ライトアップ事業経費

1. 概要

事業名	ライトアップ事業経費				
所管課	観光振興課	開始年度	事業概要を参考		
事業目的	国際文化観光都市奈良の夜の観光活性化を図るため、歴史的建造物等のライトアップを行い、光と影による新しい夜の景観を創り出し、観光客に喜ばれる観光資源づくりと魅力あるまちづくりを図る。また、観光閑散期の冬期に宿泊客を誘客するため「しあわせ回廊なら瑠璃絵」を実施する。				
事業概要	○ライトアッププロムナードなら ライトアッププロムナード・なら実行委員会（以下、「ライトアップ実行委員会」という。）が開催する世界遺産や歴史的建造物のライトアップ事業に対して負担金を支出している。 ライトアップ実行委員会は、平成 21 年に発足して以来、夜の観光の活性化及び観光客の誘致を図るためイベント等を実施している。				
	平成 28 年度事業実施者：ライトアッププロムナード・なら実行委員会				
	○しあわせ回廊なら瑠璃絵 しあわせ回廊なら瑠璃絵実行委員会（以下、「瑠璃絵実行委員会」という。）が開催する光のイベント（しあわせ回廊なら瑠璃絵）に対して補助金を支出している。 しあわせ回廊なら瑠璃絵は平成 21 年度から毎年開催され、閑散期の奈良の誘客促進を図っている。 (平成 28 年度来場者数：約 386 千人/7 日間)				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	11,936	10,936	10,540	10,540
	決算額	11,915	10,890	10,540	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	10,240	10,240	使用料手数料	-	-
その他	300	300	一般財源等	10,540	10,540
計	10,540	10,540	計	10,540	10,540

2. 監査の結果及び意見

(1) なら瑠璃絵補助金事業に係る精算報告について

① なら瑠璃絵補助金事業に係る精算報告に関する現状

市の補助金に係る精算報告書として、瑠璃絵実行委員会から提出を受けているしあわせ回廊なら瑠璃絵収支計算報告によると、市からの補助金交付が開始された平成 26 年度（第 6 回）から平成 28 年度（第 8 回）までの会計期間において、積立金が 1,300 千円計上されており、平成 26 年度以前の既積立額 500 千円と合わせて平成 28 年度末時点で 1,800 千円が積立金として現預金保有されている状況である（下表：実行委員会収支の推移を参照）。当該積立金の目的や積立上限金額を定めた規程等の文書はなく、将来、現在の任意団体の形態から NPO 法人化する際に係る各種関連費用及びなら瑠璃絵開催資金や、必要機材の大幅な更新が必要となった際の費用に充てるという認識を市は持っているものの、現時点で法人化する明確な予定はないとのことである。なお、すでに突発的に発生する支出等の緩衝材の役割として、一定の金額を次年度繰越金として次年度へ繰越している。

また、収支計算報告に記載されている経費項目について、市は補助対象経費（下表参照）かどうかの判断を勘定科目ごとに行っているものの、経費項目の分類自体が妥当かどうか、金額が正確に報告されているかどうか、積立金が実在しているかの検証は行われていなかった。監査人が平成 28 年度収支計算報告に記載されている支出のうち、事務局費の内訳を確認したところ、「事務局移転準備金」という項目で 300 千円が実際には外部に支出されず積立金として計上されていた。当該項目について、市を通じて瑠璃絵実行委員会に確認したところ、将来の事務局移設時に発生すると見込まれる諸費用の準備金であるとの説明を受け、現在の事務局の改修工事予定はあるが、具体的な実施予定は未定とのことであった。

【補助対象経費：ただし予算額を上限】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 補助対象経費は、しあわせ回廊なら瑠璃絵開催事業等とする。2. 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等、補助対象事業の執行とは直接関係のない団体運営に係る一般管理的な費用は、補助対象としないこととする。 |
|--|

（出所：しあわせ回廊なら瑠璃絵開催補助金の交付及び執行に関する要領）

【瑠璃絵実行委員会収支の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
▽収入の部			
事業収入	6,055	7,087	6,537
市補助金	8,000	8,000	8,000
他団体補助・負担金	12,483	12,134	12,124
その他	1,654	2,651	943
前年度繰越金	1,402	1,555	1,291
収入計	29,595	31,429	28,897
▽支出の部			
各部会費	24,235	24,741	22,906
事務局費	2,640	3,245	3,116
その他	1,164	1,650	864
次年度繰越金	1,555	1,291	1,210
積立金	-	500	800
支出計	29,595	31,429	28,897

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 補助金交付先に対して積立金に関する方針を作成するよう指導すべき

積立金は明確な使用目的を定めて積み立てるべきものである。使用目的のない積立金は単なる利益の繰越しに過ぎず、資金が多額に積み立てられている場合、不必要な補助金が支出される可能性が生じる。

したがって、市は補助金交付先である実行委員会に対して積立金に関する目的や金額の明確な方針を作成し、当該方針に従い積立を行うよう指導すべきである。ただし、将来の資金不足に対する備えという漠然とした理由は認めるべきではない。

また、積立金の方針を作成した結果として、平成 28 年度までに計上している積立金の具体的な使用目的がない場合や過大な積立を行っている場合、次年度の補助金の減額や補助金の返還を検討する必要がある。

ii) 収支計算報告について証憑書類及び実在性の検証を行うべき

平成 28 年度の本補助金に係る収支計算報告において、事務局費 3,116 千円のうち事務局移転準備金 300 千円については実際の支出を伴っていない将来の準備金であった。

この点、当該支出科目での整理は、実際の支出ではない点、次年度以降の準備金累積額が不明となる点において不適切であるため、本来は次年度繰越金又は使途に基づき積立金として計上すべき項目である。また、事務局費は基本的に補助対象経費に含まれるため、収支状況によっては、補助金返還額が過少（補助金交付額が過大）となる可能性がある。

本件のような不適切な報告を発見・是正するため、補助金の精算報告について、支出の根拠証憑を確認することや現金、預金通帳の残高を確認することで、補助対象経費が適切に計上されていること及び積立金が実際に積み立てられていることを検証すべきである。

(2) 実行委員会形式におけるリスク負担について

① 実行委員会形式におけるリスク負担に関する現状

ライトアップ実行委員会及び瑠璃絵実行委員会の目的や事業、組織等については、各実行委員会の規約により定められている。各実行委員会が行う事業のうち、一部のイベント事業等については損害賠償責任保険を掛けているものの、損害賠償責任保険対象以外の事業により生じたリスク負担に対する明確な規定はなく、「規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める」と記載されているのみであり、実際に別に定めた規程等はなく、リスク負担が生じた場合はその都度協議することとしている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実行委員会及び奈良県と協議し、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にすべき

イベント来場者が不慮の怪我をしたり、トラブルに巻き込まれたりすることで何らかの損害を受けた場合、損害に対して一部、損害賠償責任保険を掛けているものの、保険対象外の事象が生じた場合はその責任を奈良県あるいは市に問われる可能性がある。

このため、市は、各実行委員会及び奈良県と協議をして、想定外の事象が生じた場合の対応方針を明確にし、不測の事態に備えるべきである。

【10】奈良市観光協会補助経費

1. 概要

事業名	奈良市観光協会補助経費				
所管課	観光振興課	開始年度	昭和 59 年度		
事業目的	公益社団法人奈良市観光協会（以下、「市観光協会」という。）が実施する、観光客を誘致するためのイベントや、観光資源である伝統行事に対する補助等の各種事業に対する補助を行うことにより、観光客や宿泊客の増加を図る。				
事業概要	<p>市は、市観光協会の次のような事業に対して、補助金を支出している。</p> <p>市観光協会は市の観光を盛り上げるための各種事業を展開する。また、人員配置及び既存事業の見直しを行い、効率的に事業を展開する。主な事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の更なる誘客 ・着地型・滞在型観光コンテンツの企画・開発 ・年中行事等を通じた誘客 ほか <p>その他、奈良の情報発信の充実を図るとともに、なつの奈良旅キャンペーン（若草山夜景観賞バス、なつの鹿寄せ、奈良・西ノ京ロータスロード等）、春日大社第 60 次式年造替に伴う観光客誘致事業（奉祝行事檜皮・お砂奉納千人行列事業等）等を実施することで観光客の市での滞在時間を延ばし、宿泊客の増加を図る。</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	103,900	128,800	145,600	127,500
	決算額	103,900	122,336	138,646	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	145,600	138,646	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	145,600	138,646
計	145,600	138,646	計	145,600	138,646

市観光協会は市の外郭団体であり、概要については第 2 章参照のこと。

2. 監査の結果及び意見

(1) 市観光協会への団体運営補助について

① 市観光協会への団体運営補助に関する現状

市は、平成 28 年度に市観光協会へ 145,600 千円の団体運営補助を行っている。これに対して、市観光協会は団体運営補助をどの事業に充当したかを示すために「奈良市観光協会補助精算書」を作成し、市へ報告している。

「奈良市観光協会補助精算書」には、各事業の予算額、決算額、補助金充当額及び補助金の返納額が記載されている。また、事業間で補助金の流用があった場合には、当該流用額についても記載されている。

精算書の一部を示すと以下のとおりである。

【市観光協会補助金精算書】

(単位：千円)

	補助 予算額	流用額	決算額	補助額	市観光 協会自 主財源	返納
	A	B	C	D=A+B	E	F
春日大社式年造替 関連事業	17,000	-	17,000	17,000	-	-
伝統芸能補助事業	14,600	498	15,098	15,098	-	-
珠光茶会事業	12,000	-	8,112	12,000	-	3,887
修学旅行誘致事業	7,800	△648	7,151	7,151	-	-
ホームページ運営 管理事業	3,075	△1,062	2,013	2,013	-	-
台湾プロモーション 事業	2,300	-	532	2,300	-	1,767
ラグジュアリー層 受入事業	2,300	△2,110	189	189	-	-
ならり等発行事業	1,530	3,460	4,990	4,990	-	-
その他 22 事業	39,095	△139	37,656	38,956	-	1,299
事務局人件費	45,900	-	69,370	45,900	23,470	-
合計	145,600	-	162,116	145,600	23,470	6,954

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

精算書によると、決算額が予算額を下回った場合、「ラグジュアリー層受入事業」のように、補助金を他の事業へ流用して減少させている事業がある一方で、「珠光茶会事業」のように市へ返納をしている事業もある。また、「ならり等発行事業」のように決算額が予算額を上回った場合に、他の事業から補助金を流用している事業もある。

これについて、市観光協会の担当者によると、予算を上回る事業があれば、予算を下回る事業から充当し、残りを市へ返納しているとのことであった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 補助金の流用について基準を明確化すべき

市観光協会への補助金は、団体運営補助であり、事業間での補助金の流用を行うことは、奈良市補助金等交付規則でも禁止されておらず、一概には否定できない。

しかし、例えば「ならり等発行事業」は、平成27年度は予算額が1,800千円、決算額が4,791千円であり、平成28年度は予算額が1,530千円、決算額が4,991千円となっており、2年連続で予算額に対して決算額が多く、結果的に他事業から補助金を約3,000千円流用している。したがって、予算額の精緻化ができていないという問題点が見受けられる。

そのため、必要以上の補助金の流用が生じないように、市と市観光協会ですべての予算の精緻化を行っていくべきである。また、団体運営補助の場合の事業間の補助金流用について規則・要領等で明確にルールを定めるべきである。

さらに、現状は市観光協会の維持・存続のための団体運営補助となっているが、事業を実施する上で必要となる経費に対して補助をする事業補助とすることが望まれる。

(2) 補助金の交付事業に関する収支の確認について

① 補助金等の交付事業に関する収支の確認に関する現状

平成28年度の包括外部監査で指摘事項とされていた、補助金の交付事業に関する収支の確認についての対応が本報告書作成時点で方針が明確に決まっていない。

すなわち、市は、補助金について、収支報告を交付先より受けているが、現状は証拠書類の確認は行っていない。

当年度においては、どのような手法で証拠書類の確認を行うか全庁的に検討中であり、方針が現時点では未確定である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるようにする必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。

【11】観光案内所運営管理経費

1. 概要

事業名	観光案内所運営管理経費				
所管課	観光振興課	開始年度	施設によって異なる		
事業目的	<p>多くの観光客に利用される観光案内所を運営管理し、観光情報の発信を行うとともに、観光客へのサービス向上を図る。（近鉄奈良駅、観光センター、総合観光案内所、西ノ京臨時案内所）</p> <p>また、国内外から奈良大和路を訪れる観光客が円滑に観光を楽しめるよう、豊富で正確な観光情報の提供や、快適な立ち寄り所としての機能維持に努め、市内観光案内所を適正に運営管理する。</p>				
事業概要	<p>近鉄奈良駅、観光センター、総合観光案内所、西ノ京臨時案内所の4つの観光案内所の運営委託事業である。</p> <p>また、平成27年度以降、急増する外国人観光客への対応のため、総合観光案内所（JR奈良駅旧駅舎）に英語・中国語・韓国語のスタッフを常時配置する等の機能強化を行う。</p> <p>今後もより高度な内容の観光案内・情報発信を行えるよう、観光センターの機能強化を含めて新しい体制を構築していく。</p> <p>平成28年度事業実施者：公益社団法人奈良市観光協会</p>				
事業費 (千円)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	当初予算額	83,300	75,200（繰越分を含まず・委託料のみ） 75,427	106,200	96,800
	決算額	79,165	75,092（繰越分を含まず・委託料のみ） 103,021	104,327	/

平成28年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	106,200	104,327	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	106,200	104,327
計	106,200	104,327	計	106,200	104,327

2. 監査の結果及び意見

(1) 随意契約について

① 随意契約に関する現状

市は、近鉄奈良駅、観光センター、総合観光案内所、西ノ京臨時案内所の4つの観光案内所について、市観光協会を委託業者として随意契約を結んでいる。随意契約としている理由は、市観光協会が「この業務に精通しているとともに、市などの行政機関や他の観光施設、関連寺社と連携しながら業務を行うことができ、かつ実績もある」ためである。

また、市によると、本件4つの観光案内所は、市観光の拠点となる場所であり、観光客からの問い合わせも市のみならず近隣府県も含めた経験・知識が必要な問い合わせがされることもあるため、民間よりも市観光協会のほうが適任と考えている、とのことであった。

そのため、当該4つの観光案内所の運営については、開設当初から市観光協会が運営しており、プロポーザル方式による事業者公募等は行われていない。

ただし、市は、観光案内所のあり方や運営団体について現状のままでよいか検討を行っているとのことだった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) プロポーザル方式で委託業者を決定すべき

市は、観光案内所業務の専門性の高さや行政機関・関連寺社との連携のしやすさから市観光協会へ案内業務及び施設管理業務を委託している。しかし、市はどれほどの知識や経験を必要とする問い合わせが、どれくらいあるのか正確には把握しておらず、民間業者でも実施できない水準なのか検討できていない。例えば、大阪市ではOsaka Tourist Information Centerや近鉄百貨店あべのハルカス店など民間企業が運営している観光案内所が増加しており、市内でも奈良町南観光案内所のように民間業者が観光案内所を運営している例も存在する。

観光案内所は、設置場所や規模によってその目的が変化するため、必ずしもこれらの例がそのまま当該4つの観光案内所にもあてはまるとは言えないが、プロポーザル方式による選定を行うことで、より魅力的な観光案内所の運営プランや様々な手法で観光客に情報・サービス提供をする方法が発案され、かつ、業務委託料の見直しが行われることもあり得る。

そのため、観光案内所のあり方や運営団体の見直しを進め、観光案内所の運営管理についてプロポーザル方式による選定を実施することでより効果的、効率的かつ魅力の

ある観光案内所の運営を検討すべきである。

(2) 入館者数の集計について

①入館者数の集計に関する現状

「奈良市観光センター業務実施要領」及び「奈良市総合観光案内所業務実施要領」において、入館者があれば入館者種別ごと（一般、外国人、修学旅行生の3つ）に集計する旨が定められている。

しかし、市観光協会からの「平成28年度 奈良市観光協会案内所来訪者報告書」では修学旅行生の集計が行われていなかった。これについて市及び市観光協会は、学生が入館した場合、修学旅行か遠足かどうかは判別し難いため集計していないとのことであった。

② 監査の結果

i) 修学旅行生の人数を集計すべきかどうか検討すべき

現状、市観光協会は修学旅行生の集計を行っておらず、実施要領に反している。

修学旅行生の誘致は、市や市観光協会の重点的な取組事項であるため、修学旅行生の人数は市としても把握すべき情報である。しかし、その情報は宿泊施設が把握すればよい情報であり、観光案内所で集計する必然性はないとも考えられる。

そのため、市は観光案内所において修学旅行生の集計が必要かどうかを検討し、実施要領を修正するか、市観光協会が修学旅行生の集計を行うかの対策を講じ、実施要領にあった運営を行うべきである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

【12】奈良町南観光案内所運営管理経費

1. 概要

事業名	奈良町南観光案内所運営管理経費				
所管課	奈良町にぎわい課	開始年度	平成 27 年度		
事業目的	奈良町南観光案内所を魅力的な観光施設として、また奈良町の南の玄関口として整備することで、多くの観光客を誘致し、奈良町観光の活性化を図ることを目的とする。				
事業概要	<p>市は、奈良町全体の観光振興を図る拠点として、また、新たな奈良町の魅力を創造する場として整備された奈良町南観光案内所において、観光客を快適に迎える。</p> <p>奈良市総合観光案内所等の市観光協会が運営している観光案内所と異なり、民間業者が運営しているのは、当観光案内所の設立目的が市全体の観光案内というよりは奈良町という特定の地域のためであることや観光案内所のみならず駐車場、飲食店の運営も合わせているためである。</p>				
	<p>平成 24 年度 ならまち振興館の活用方法について検討</p> <p>平成 26 年度 公募型プロポーザル方式により運営管理業者を決定 施設改修工事及び駐車場整備</p> <p>平成 27 年度 11 月 19 日開館</p> <p>平成 27 年度の実績</p> <p>来館者数 15,283 人</p> <p>利用台数 6,503 台</p>				
平成 28 年度事業実施者：有限会社くるみの木					
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	-	24,124	28,065	28,065
	決算額	-	23,089	28,065	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳

(単位:千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	26,300	26,300	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	4,723	5,771
その他	1,765	1,765	一般財源等	23,342	22,294
計	28,065	28,065	計	28,065	28,065

2. 監査の結果及び意見

(1) 観光客からの問い合わせ内容の記録について

①観光客からの問い合わせ内容の記録に関する現状

指定管理者は、「奈良市奈良町南観光案内所運営委託・にぎわい創出施設運営業務仕様書」及び「奈良市奈良町南観光案内所業務実施要領」に基づき、業務日報・業務月報を作成し、市へ毎月報告を行っている。しかし、観光客からの問い合わせ内容については、当仕様書・実施要領で求められていないこともあり、業務日報・業務月報にほとんど記録されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 詳細な問い合わせ内容の把握を実施すべき

観光客からの問い合わせは、即答できるような平易なものから、一定の知識や経験がないと回答できないものなど、様々な問い合わせがあると考えられる。そのため、すべての問い合わせ内容を詳細に記録する必要はないが、回答に知識や経験を必要とする問い合わせや、追加的に調査を要したものなどについては、日々記録し、データベース化するなど、観光案内所業務の属人化を防ぎ、今後の問い合わせにもスムーズに対応できるようにすべきである。

【13】観光センター整備事業

1. 概要

事業名	観光センター整備事業				
所管課	観光振興課	開始年度	平成 27 年度		
事業目的	<p>国内外から訪れる観光客の観光ニーズの多様化により、その土地ならではの体験をしたい観光客が増えている。</p> <p>そのため、多くの観光客が散策される三条通りとやすらぎの道の交差部に位置する観光センターを、国内外の観光客や地域の方も利用でき、奈良の多彩な魅力を発信し、おもてなしのできる、賑わいのある施設として機能強化を行う。</p>				
事業概要	<p>平成 28 年度は、観光センターのインフォメーションデスクの設置、観光情報の発信、体験スペース、飲食・物販などの機能強化や老朽化しているトイレの改修等を実施している。</p> <p>整備事業の委託先の選定に際して、公募型プロポーザルを実施している。</p> <p>なお、平成 27 年度は当初予算を計上したものの実績はなく、事業は平成 28 年度に着工し、平成 29 年度中に完了した。したがって下記の事業費決算額は平成 27 年度・28 年度ともにゼロとなっている。</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	-	5,000	28,000	-
	決算額	-	-	(繰越) -	-

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	28,000	-	一般財源等	28,000	-
			(地方債	(地方債	-
			28,000)	28,000)	
計	28,000	-	計	28,000	-

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【14】 総合観光案内所整備事業

1. 概要

事業名	総合観光案内所整備事業				
所管課	観光振興課	開始年度	平成 28 年度		
事業目的	奈良市総合観光案内所にカフェを設置することにより消防設備の設置が必要となるため、自動火災報知器を設置する。				
事業概要	自動火災報知器の設置を行う。				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	-	-	5,400	-
	決算額	-	-	4,454	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	5,400	4,454	一般財源等	5,400	4,454
			(地方債	(地方債	(地方債
			5,400)	4,400)	4,400)
計	5,400	4,454	計	5,400	4,454

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【15】鹿苑整備事業負担金事業

1. 概要

事業名	鹿苑整備事業負担金事業				
所管課	観光振興課	開始年度	平成 27 年度		
事業目的	天然記念物である奈良の鹿を保護・管理している鹿苑では、施設の老朽化が進んでおり、業務に支障をきたしている。鹿苑の建替によって奈良の鹿の適正な保護・管理が可能となり、さらに、鹿苑の機能強化により観光資源として更なる誘客効果も期待できる。				
事業概要	平成 26 年度から 33 年度にかけて、県・市・春日大社の三者で費用負担し、老朽化した鹿苑の計画的な建替工事を行う。 平成 28 年度は文化財発掘調査、工事車両等の進入路や浄化槽等の造成工事を行っている。 奈良県が工事会社と工事契約を締結し整備事業を実施しており、当該工事費用の負担比率は、『天然記念物「奈良のシカ」に関する協定書』に基づき、奈良県 3・市 2・春日大社 1 の割合である。総工費は約 14 億 7 千万円であり、国の補助金等を差し引いた額を負担比率に応じて按分した市の負担予定額は約 2 億 3 千万円と見積もられている。また、基本計画としての全体概要や各施設の構造等も確定している。				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	-	27,667	23,417	20,100
	決算額	-	12,440	13,945	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	23,417	13,945	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	23,417 (地方債 23,400)	13,945 (地方債 13,900)
計	23,417	13,945	計	23,417	13,945

2. 監査の結果及び意見

(1) 鹿苑整備事業の負担金の支払根拠について

① 鹿苑整備事業の負担金の支払根拠の確認に関する現状

平成 28 年度は、当初予算額 23,417 千円に対して負担額の実績が 13,924 千円であったが、市は当該負担額の根拠証憑として、工事会社との契約書や工事完了報告書、請求

書等の提出を奈良県に求めている。なお、予算と実績の差異は工事の進捗の遅れによるものであるとの説明を受けた。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 契約書や工事完了報告書等の根拠証憑を確認すべき

市は、2億円を超える負担を予定しているにも関わらず、奈良県と工事会社等との契約書を確認していない。また、平成28年度における予算と実績に約1千万円の差異が発生していたが、契約書や確定した工事スケジュール、工事出来高報告書等の証憑を入手しておらず、差異の具体的な内容は把握していない状態である。

市は、支出負担行為となる工事実施の事実を確認すること及び具体的な工期や工事進捗を把握することを目的として、契約書等の根拠証憑を確認すべきである。

(2) 鹿苑整備事業の情報公開について

① 鹿苑整備事業の情報公開に関する現状

当該整備事業について、整備事業の主体が奈良県であることや今後工期や総工費が変動する可能性があることから、市はホームページ等での情報公開を行っていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 鹿苑整備事業に関する情報を公開すべき

鹿苑整備事業は、総工費が14億円以上であり、市としても2億円を超える費用負担を予定しており、税金を通じた市民の負担は大きく、市民の関心も高いと考えられる。

したがって、実施が確定している当該事業について、その概要や総工費の概算額等の情報を奈良県とも連携して積極的に公開することにより、市民への説明責任を果たすべきである。

【16】奈良の鹿保護育成事業負担金経費

1. 概要

事業名	奈良の鹿保護育成事業負担金経費				
所管課	観光振興課	開始年度	平成 21 年度 *実行委員会 規約成立の年		
事業目的	奈良の観光事業の発展や観光振興へ大きく寄与している天然記念物「奈良の鹿」の管理・保護育成等のための費用を拠出する。				
事業概要	奈良の鹿の保護、育成、管理等を行っている一般財団法人奈良の鹿愛護会（以下、「鹿愛護会」という。）や、鹿による被害等の問合せ・相談窓口となっている鹿相談室に対して、奈良の鹿保護育成事業実行委員会（以下、「鹿保護実行委員会」という。）を介して、県・市・春日大社の三者で費用負担を行っている。 市は、鹿保護実行委員会へ負担金を支払い、鹿保護実行委員会は市・奈良県・春日大社かたの負担金を取りまとめ、鹿愛護会へ補助金として交付している。				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	14,866	14,525	14,531	14,531
	決算額	14,699	14,381	14,531	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	14,531	14,531	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	14,531	14,531
計	14,531	14,531	計	14,531	14,531

鹿保護実行委員会は、奈良の鹿を保護育成するとともに、奈良の鹿を利活用した観光及び誘客促進のために必要な事業を推進することを目的として設立され、奈良県、市及び関係団体で構成されている。

鹿保護実行委員会の主な役職員の所属は次のとおりである。

役職名	奈良県	市
会長	奈良県県土マネジメント 部まちづくり推進局長	—
副会長	同局次長	市観光経済部長
事務局長	同局奈良公園室長	—
事務局次長	—	同部観光振興課長

鹿保護実行委員会は、鹿愛護会への助成をはじめとする次のような事業を実施している。

(単位：千円)

事業名	事業内容	総事業費	
			うち 市負担額
鹿愛護会への助成	鹿愛護会の鹿保護育成事業に対して補助金を交付する。	39,800	13,267
奈良公園の鹿相談室への助成	鹿相談室の鹿による被害等の問合せ対応事業に対して補助金を交付する。	3,792	1,264
鹿サポーターズクラブへの助成	奈良公園の鹿パトロール等を行うボランティア団体である本クラブの運営に対して補助金を交付する。	3,300	-
鹿の生態調査	鹿の生息密度の調査等を行う	2,623	-
鹿を活用したイベントの実施等の啓発事業	多言語啓発動画の作成等を行う。	731	-

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

鹿愛護会は奈良の鹿の保護育成や調査研究啓発活動等を行う一般財団法人であり、主な事業は次のとおりである。

事業名	主な活動	
「奈良のシカ」の保護育成	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地内の巡回パトロール ・負傷・疾病鹿の救助・救出 ・通報による保護出動 ・治療手当及び解放 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡鹿の処理 ・人身事故防止のための妊娠鹿保護収容 ・人身事故防止のための雄鹿の除角作業
保護事業のための調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・頭数調査 ・身体計測と個体識別 ・行動圏調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡鹿解剖による死亡原因の特定 ・大学、その他研究機関等の研究調査への協力
保護思想の普及及び啓蒙	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿の生態について理解を深めるための愛護啓発を強化する活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・子鹿公開 赤ちゃん鹿大集合！実施 ・国の天然記念物「奈良のシカ」保護啓発ポスターコンクール実施

事業名	主な活動
生息環境保全のための活動及び環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食害対策 ・ 生息環境保全運動の実施 ・ 交通事故対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の放し飼い、捨て犬防止の広報 ・ 奈良公園内での給餌禁止の啓発活動
環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修・職場体験学習の受け入れ ・ 教育機関等を対象としたセミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行生等を対象としたフィールドワーク、環境プログラムの提供
伝統行事の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿の角きり ・ 鹿寄せ
施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿苑内の定期的な消毒及び表土の入れ替え ・ 鹿苑施設の補修

(出所：鹿愛護会のホームページを監査人加工)

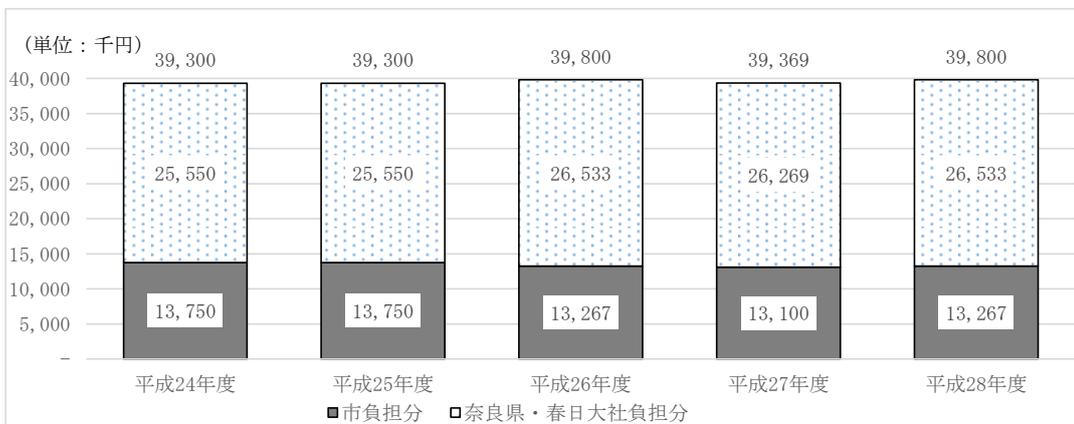
2. 監査の結果及び意見

(1) 実行委員会を経由して鹿愛護会へ交付される補助金について

① 鹿愛護会の現状

市は鹿保護実行委員会へ鹿愛護会事業補助の名目で補助金を交付し、鹿保護実行委員会が奈良県及び春日大社を含む三者分を取りまとめ、事業費補助として鹿愛護会へ交付している。市の補助金額推移は下図のとおりであり、毎年およそ 13,000 千円を交付している。

【鹿保護実行委員会から鹿愛護会へ交付される補助金額の推移】



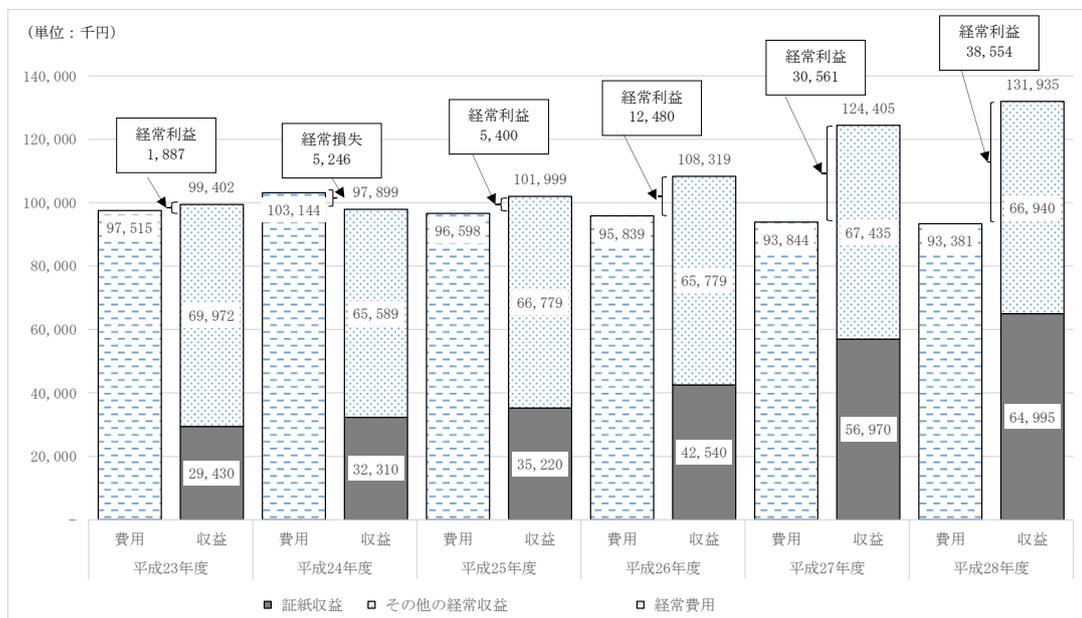
(出所：鹿愛護会決算書を監査人加工)

鹿愛護会の主な収入源は上記の鹿保護実行委員会からの補助金と証紙収益である。証紙収益とは、奈良公園等で販売している「鹿せんべい」を包む紙を鹿せんべい製造業者に販売することで得られる収益である。

鹿愛護会の決算書によると、補助金に次ぐ収入であった証紙収益は外国人観光客の増加等の影響により近年増加しており、平成28年度の証紙収益は64,995千円となっている（下図参照）。

証紙の製造原価はわずかであることから、経常収益から経常費用を控除した経常利益は証紙収益の伸びに合わせて増加しており、鹿愛護会では当該利益を財政安定化積立資産や施設改修事業等積立資産として積み立てている。

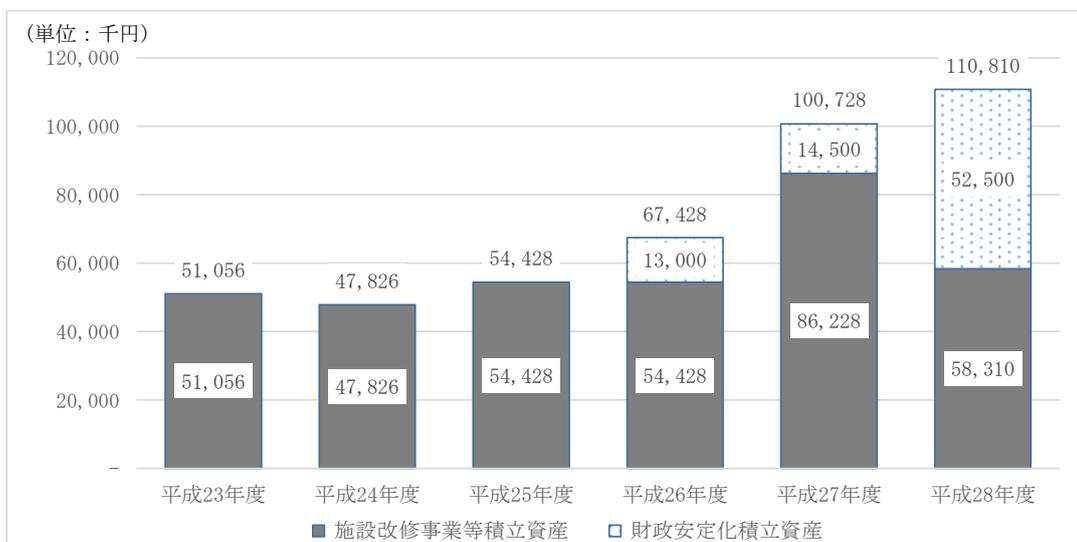
【鹿愛護会の収益・費用の推移】



(注) 鹿保護実行委員会からの補助金は、上図の「その他の経常収益」に含まれている。

(出所：鹿愛護会決算書を監査人加工)

【鹿愛護会の特定資産残高の推移】



(出所：鹿愛護会決算書を監査人加工)

これらの特定資産の使用計画について市に確認したところ、下表のとおり明確な支出時期や具体的な用途は存在しないとのことであった。

【鹿愛護会の特定資産の使用目的】

勘定科目	今後の用途
財政安定化積立資産	主目的は将来の運営資金不足時の備えであるが、鹿苑整備に伴い拡大する予定である鹿愛護会の活動拠点拡大に伴う体制強化資金としても活用予定である。
施設改修事業等積立資産	鹿愛護会所有の鹿苑施設等の施設改修資金であるが、鹿苑施設の奈良県への寄付により、早急な施設改修見込みは現時点ではない。

(出所：監査人の質問に対する市の回答)

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 実行委員会に対する負担金の額を再考すべき

鹿愛護会の証紙収益は、外国人観光客の増加等に伴い急速に増加している。国の天然記念物である奈良公園周辺の鹿を見るだけでなく、触れて餌やりができる体験型の観光資源であり、市の観光戦略においても外国人観光客の積極的な誘致を目指している

ことから、今後証紙収益が大幅に減少することは考えづらく、比較的安定した収益であるといえる。

さらに、経常利益の増加に伴い、特定資産（預金）残高（平成 28 年度末で 110,810 千円）も近年大きく増加しているものの、具体的な用途が特定されていないことから、毎年度の利益から発生した余剰資金であるといえる。

市としては、鹿苑整備等もふまえて今後の鹿愛護会の事業展開次第では資金が必要になる可能性もあるという認識から、補助金の減額は検討していないとのことであるが、上述の鹿愛護会の財政状態や損益状況を鑑みれば、団体の自立性を高めること及び税金の適切な配分の観点から、市は奈良県・春日大社と三者間で鹿保護実行委員会に対する負担金の額について、減額も含めて再考すべきである。

【17】 各種観光振興団体補助経費

1. 概要

事業名	各種観光振興団体補助経費				
所管課	観光振興課	開始年度	補助金ごとに異なる		
事業目的	観光事業の発展や観光振興施策へ寄与すると認められる古くからの伝統行事や各種事業を補助育成する。				
事業概要	<p>奈良時代から受け継がれてきた天平雅楽の発展や東大寺大仏殿周辺の蛍の保護・育成、ボランティアガイドによる観光案内、バサラ祭りやなら燈花会など市への誘客及び観光の振興を図る事業を行っている各種観光関連団体に対して補助金を支出している。</p> <p>補助対象団体が観光事業の発展や観光振興施策へ寄与すると認められる古くからの伝統行事である若草山焼き、芝能鑑賞会、天平雅楽や大仏堂保護、月ヶ瀬観光振興、ボランティアガイドによる観光案内、旅館組合の事業、バサラ祭り、なら燈花会等を実施することで市への誘客が行われている。</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	21,025	21,025	21,025	21,025
	決算額	21,025	20,956	21,025	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	21,025	21,025	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	21,025	21,025
計	21,025	21,025	計	21,025	21,025

【平成 28 年度事業費決算額内訳】

(単位：千円)

名称	補助額
なら燈花会開催補助金	10,000
旅館組合事業補助金	2,800
なら・観光ボランティアガイドの会補助金	2,795
バサラ祭り開催補助金	1,500
奈良 YMCA 善意通訳協会 (EGG) 補助金	1,100
奈良 SGG クラブ補助金	800
月ヶ瀬観光協会補助金	500
天平雅楽振興補助金	400
大仏堂保護事業補助金	360
奈良若草山観光振興会補助金	350
奈良学生ガイド補助金	320
芝能鑑賞会開催補助金	100
合計	21,025

2. 監査の結果及び意見

(1) なら燈花会の協賛金・寄付金等について

① なら燈花会に関する現状

市内で、毎年8月5日～14日の期間においてなら燈花会が実施されており、運営団体である特定非営利活動法人なら燈花会の会（以下、「NPO なら燈花会の会」という。）に対して補助金（平成28年度は10,000千円）を交付している。下表のとおり直近3か年で入込客数は微増しているが、平成28年度の正会員会費収入、協賛金・寄付金・募金収入・奈良公園観光地域活性化基金（以下、「奈良公園基金」という。）⁶収入の合計（以下「協賛金・寄付金等」という。）は、平成27年度は平成26年度比で増加したが、平成28年度は平成27年度比で減少している。

⁶奈良公園観光地域活性化基金（奈良公園観光地域活性化基金条例より抜粋）：

平成25年度に、県民、事業者等からの寄付金を財源として、伝統行事又は観光振興事業の実施、文化財の修復又は保全、歴史的建造物の再建その他奈良公園の観光資源としての価値を高める事業を支援し奈良公園及びその周辺地域の観光を振興することにより、当該地域の活性化を図るために設置された基金である。

なら燈花会は「奈良公園観光地域活性化基金助成対象登録事業」とされており、当該事業が選択された寄付金が奈良公園基金収入となる。

本来であればNPOなら燈花会の会が独立採算で実施することが望ましいが、協賛金・寄付等以外にも、一客一燈協力金やブース出展料、備品販売・企画収入等の事業収益があるものの、市及び奈良県からの補助金なしには現在の規模の事業を実施することはできない状況である。

【NPOなら燈花会の会の平成28年度活動計算書】

(単位：千円)

	予算	決算	差額
1. 経常収益			
会員会費収入	200	211	11
協賛金・寄付金	9,700	8,865	△834
募金収入	350	317	△32
奈良公園基金	1,100	1,026	△74
奈良県補助金	7,600	7,600	-
市補助金	10,000	10,000	-
販促商品売上	800	1,003	203
一客一燈協力金	3,000	3,311	311
ブース出店料	2,000	2,616	616
備品販売・企画収入	348,000	10,210	2,210
雑収入	-	191	191
経常収益合計	42,750	45,352	2,602
2. 経常費用			
事業費	36,900	31,374	△5,525
管理費	4,650	5,033	383
経常経費合計	42,750	36,407	△6,342

【NPOなら燈花会の会の平成28年度貸借対照表】

(単位：千円)

資産		負債・正味財産	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金預金	2,203	負債合計	222
貯蔵品	7,086	正味財産合計	9,685
資産合計	9,907	負債及び正味財産合計	9,907

【なら燈花会入込客数と協賛金・寄付金等の推移】

(単位：千人又は千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	前期比増減
入込客数	904	906	911	+5
正会員会費	148	204	211	+7
協賛金・寄付金	9,605	9,617	8,865	△752
募金	191	332	317	△15
奈良公園基金	0	1,057	1,026	△31
協賛金・寄付金等	9,944	11,210	10,419	△791

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 協賛金・寄付金等が増加する施策を検討するよう補助金交付先に指導すべき

今後、なら燈花会の更なる事業規模拡大のため、さらには将来的になら燈花会が独立採算で事業を実施できるようになるため、なら燈花会の協賛企業が広告宣伝効果を受受できる仕組みを充実させるなど協賛金・寄付金等が増加する施策を検討するよう、市は補助金交付先である NPO なら燈花会の会に指導すべきである。

(2) 補助金の交付事業に関する収支の確認について

① 補助金等の交付事業に関する収支の確認に関する現状

平成 28 年度の包括外部監査で指摘事項とされていた、補助金の交付事業に関する収支の確認についての対応が本報告書作成時点で方針が明確に決まっていない。

すなわち、市は、補助金について、収支報告を交付先より受けているが、現状は証拠書類の確認は行っていない。

当年度においては、どのような手法で証拠書類の確認を行うか全庁的に検討中であり、方針が現時点では未確定である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を

果たせるようにする必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。

【18】ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費

1. 概要

事業名	ならまちナイトカルチャー・出前カルチャー事業経費				
所管課	奈良町にぎわい課	開始年度	平成 20 年度		
事業目的	<p>市の来訪観光客に対する宿泊者の割合が低い原因として、夜の楽しみが少ないことが指摘されている。そのため、宿泊観光客を対象として伝統芸能の鑑賞や工芸体験等を通じて、奈良に宿泊する動機づけを高める。</p> <p>また、修学旅行で奈良に宿泊する学校を対象に宿泊先に出向いて伝統芸能などのイベントを行うことで、修学旅行の誘致を図る。</p>				
事業概要	<p>○ならまちナイトカルチャー 平成 28 年度予算：4,700 千円</p> <p>「奈良の夜の魅力」を高め、観光客を誘致するために、夜の時間帯に伝統芸能などのイベントの開催を総合財団に委託している。平成 20 年度より開催しているが、平成 25 年度夏から、市観光協会の「夏のなら旅キャンペーン」の一環として世界遺産元興寺を会場に開催した。平成 26 年度から開催回数を増やし、平成 27 年度には外国人向けカルチャーを実施。今後も奈良のまち歩きナイトツアーの実施やなら燈花会・なら瑠璃絵との連携など、観光客に向けて夜の奈良を楽しむ新しいプログラムを開発していく。</p> <p>(平成 28 年度の主な事業予算の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能カルチャー 3,557 千円 ・落語講談鑑賞 762 千円 ・まち歩き 381 千円 				
	平成 28 年度事業実施者：一般財団法人奈良市総合財団				
	<p>○ならまち出前カルチャー 平成 28 年度予算：300 千円</p> <p>修学旅行により奈良に宿泊する学校を対象に狂言、落語など伝統芸能を提供することで、修学旅行先として奈良を選択するインセンティブを高める事業を総合財団に委託している。平成 25 年度から開催しているが、主に関東方面の学校を中心に募集を実施し、宿泊先に出向いて伝統芸能などのイベントを行っている。また修学旅行専門誌への広告やエージェントへの営業などを積極的に実施し、対象校を増やしている。</p>				
平成 28 年度事業実施者：一般財団法人奈良市総合財団					
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	7,000	6,300	5,000	5,000
	決算額	5,811	5,570	3,947	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	5,000	3,947	国庫補助金	1,600	1,600
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	3,400	2,347
計	5,000	3,947	計	5,000	3,947

2. 監査の結果及び意見

(1) ならまちナイトカルチャー事業の実施について

① ならまちナイトカルチャー事業の現状

市は、能や狂言、雅楽、落語等の伝統芸能を活用したイベント（ならまちナイトカルチャー）の開催を総合財団へ委託している。本イベントは春・夏・秋・冬の4回に分けて実施されており、毎回参加者からアンケートを取り、その結果を次回の企画運営に反映できるように集計している。平成 26～28 年度における当該イベントの春・夏・秋それぞれのアンケート結果は下表のとおりである。なお、冬の開催については、平成 28 年度より菓子作り等の体験型イベントとなっており性質が異なること及び小規模であることから、下表より除外している。（各季（冬を除く）のイベントは約 2 週間の期間を設けられており、春・秋は、落語鑑賞や雅楽鑑賞などを実施、夏は怪談をテーマにした落語と講談を実施している。）

【平成 26 年度アンケート結果集計表】

		春	夏	秋
参加人数		397 人	613 人	242 人
アンケート回答者数		357 人	566 人	231 人
回答者の 居住地割合 ⁷	市内	48.7%	45.2%	56.3%
	市外	13.0%	16.0%	5.7%
	奈良県外	33.3%	38.8%	34.4%
	海外	5.0%	0.0%	3.5%
宿泊した者の割合 ⁸		27.1%	10.6%	22.1%

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

⁷ 回答者の居住地割合：市内、市外、奈良県外、海外の4つの区分で集計し、割合を算出している。

⁸ 宿泊した者の割合：回答者のうち市内の宿泊先（ホテル、旅館等）の回答を記載している人数を分子としている。

【平成 27 年度アンケート結果集計表】

		春	夏	秋
参加人数		395 人	538 人	275 人
アンケート回答者数		370 人	482 人	267 人
回答者の 居住地割合	市内	64.0%	43.3%	37.4%
	市外	10.5%	17.9%	8.3%
	奈良県外	20.5%	38.8%	44.5%
	海外	5.0%	0.0%	9.8%
宿泊した者の割合		18.1%	11.6%	37.5%

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

【平成 28 年度アンケート結果集計表】

		春	夏	秋
参加人数		374 人	588 人	249 人
アンケート回答者数		326 人	521 人	236 人
回答者の 居住地割合	市内	72.7%	41.6%	51.5%
	市外	8.4%	18.4%	8.9%
	奈良県外	12.0%	40.0%	29.8%
	海外	6.9%	0.0%	9.8%
宿泊した者の割合		9.8%	9.4%	30.5%

(出所：市からの入手資料を監査人加工)

上記アンケート結果によると、参加者のうち春では6～8割、夏及び秋で4割～6割が奈良県内在住者であり、特に平成28年度の春については7割以上が市内在住者である。また、宿泊した者の割合では、秋は2割～4割と比較的高いものの、春は減少傾向にあり平成28年度では1割以下、夏は1割程度で横ばいとなっている。

当該結果を踏まえると、本事業は、観光客に対して奈良に宿泊する動機づけを高めるべく夜の魅力を伝えるという目的にもかかわらず、実際は、主に奈良県在住者、特に市内在住者や日帰り観光客が参加するイベントとなっていると考えられる。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 事業目的達成に向けて事業内容を見直すべき

ナイトカルチャー事業はその目的である宿泊観光客の増加に繋がる成果が現れてい

るとはいえない状態が続いているが、開始時より事業内容の抜本的な見直しが行われていない。総合財団と情報共有しながら、県外からの観光客へのプロモーション戦略やコンテンツを見直すことを積極的に検討し、事業目的に即した効果の向上に努める必要がある。

(2) ならまちナイトカルチャー開催業務委託に係る収支報告について

① ならまちナイトカルチャー開催業務委託に係る収支報告の現状

市は、委託先である総合財団より、ならまちナイトカルチャー開催業務完了報告を年度末に受けている。

本事業の委託契約に係る仕様書において、未執行額については、精算を行い市に返還する旨が定められており、平成 28 年度は 170 千円が返納されている。

平成 28 年度収支報告によると、収入は市からの委託料と入場料であり、支出は印刷製本費や消耗品費、出演料、クリーニング等の手数料、人件費等である。うち人件費とは、本委託業務に従事することで発生した総合財団職員（臨時雇用職員を含む）の時間外勤務手当、休日出勤手当である。平成 28 年度収支報告における人件費は 778 千円であるが、当該金額の内訳や算出根拠等の情報は報告されておらず、これに関する証憑の提出も受けていない状況である。なお、同職員の本給及び本事業に関しない時間外勤務手当等については、ならまちナイトカルチャー事業経費ではなく、奈良町振興補助経費の補助対象となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 収支報告に係る証憑書類の検証をすべき

委託料の精算対象となる支出について、市による証憑書類の検証が実施されていない。特に、人件費については収支報告を閲覧するのみでは、いつ、どの事業に、何時間従事したか把握することが難しく、奈良町振興補助経費の精算対象外の事業に従事したことによる超過勤務手当分が混入することで、総合財団への運営補助金が流用されるリスクが生じる。

ナイトカルチャーの開催時間が夜であることを鑑みると、平成 28 年度において、一定程度の超過勤務手当が発生すること自体に不合理な点はないが、日程別・職員別に発生額を確認することで、実施された事業との不整合がないこと、また、勤怠記録を入手し不適切な報告がないことを確認する等の検証をすべきである。

ii) インセンティブが働く契約形態の導入を検討すべき

現状の委託契約においては、収入と支出との差額である残金部分については、全額市へ返納することとなるため、総合財団がコストを削減又は入場料等の自己収入を増加させるインセンティブが働かないと考えられる。

したがって、今後、委託料の見直しや事業の自立性を高める目的において、自己収入の一定額が総合財団の収入となる仕組みとする等、インセンティブが働く何らかの契約形態及び契約条件を検討することが望ましい。

【19】 観光便所・待機所管理経費

1. 概要

事業名	観光便所・待機所管理経費				
所管課	観光振興課	開始年度	平成 12 年度		
事業目的	奈良大和路を訪れる観光客にとって不可欠であり、なおかつ観光地として、その印象の良し悪しを大きく左右する重要な設備ともいえる便所を、快適に使用できるよう維持管理する。また、観光客の移動を担うバス乗務員に提供している待機場所の維持管理を行う。				
事業概要	○観光トイレ維持管理委託 春日野観光便所、西ノ京駅前観光便所、西ノ京北観光便所の維持管理を奈良市手をつなぐ親の会に委託している。 業務委託の相手方と緊密に連携し、汚損や破損、利用状況の把握を積極的に行うことで、故障等が生じた際にも利用者が不便を感じる時間をなるべく短縮し、観光客を快適に迎えるよう努めている。				
	平成 28 年度事業実施者：奈良市手をつなぐ親の会				
	○アイドリング・ストップ実践乗務員休憩所維持管理委託 奈良市アイドリング・ストップ条例の施行に伴い設置したアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所（春日大社、唐招提寺及び薬師寺に設置）の維持管理を市観光協会に委託している。 平成 28 年度事業実施者：公益社団法人奈良市観光協会				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	10,565	10,382	8,980	9,082
	決算額	9,363	9,809	8,578	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	6,121	6,112	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	60	53	使用料手数料	184	162
その他	2,799	2,413	一般財源等	8,796	8,416
計	8,980	8,578	計	8,980	8,578

2. 監査の結果及び意見

(1) 公平な事業の実施について

① 公平な事業の実施に関する現状

自動車からの排気ガスは、地球温暖化や大気汚染、悪臭の原因となり、歴史的文化遺産や自然環境への影響が心配されていることから、平成 12 年 4 月に奈良市アイドリン

グ・ストップに関する条例が施行され、世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域（下表参照）に指定している。そのうち、春日大社、唐招提寺、薬師寺の3社寺については、境内駐車場にアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所を設け、従来からの慣行により市はその管理業務委託料を社寺に支払っている。その他の世界遺産登録された地区のうち、元興寺及び興福寺（市の管轄外である東大寺近隣の駐車場、平城宮跡、専門の駐車場を設けていない春日山原始林エリアの3か所を除く）は、アイドリング・ストップ促進重点区域に指定されているものの、アイドリング・ストップ実践乗務員休憩所の設置が行われておらず、アイドリング・ストップ条例施行から16年間、当該実施対象の見直しは行われていないとのことであった。

なお、元興寺駐車場は、北門駐車場に普通車10台程度、東門駐車場に大型バス2台程度の駐車スペースがあるのみとのことである。

【アイドリング・ストップ促進重点区域】

東大寺エリア★	興福寺エリア★	春日大社エリア★
春日山原始林エリア★	元興寺エリア★	薬師寺エリア★
唐招提寺エリア★	平城宮跡エリア★	奈良県営大仏前駐車場
奈良県営文化会館地下駐車場	奈良県営登大路自動車駐車場	奈良県営高畑駐車場
若草山山頂駐車場	県庁来庁者用駐車場	奈良春日野国際フォーラム駐車場
元興寺駐車場	ならまち駐車場	薬師寺駐車場
唐招提寺駐車場	法華寺駐車場	奈良ファミリー中央、北、第2北、南駐車場

★世界遺産登録箇所（8か所）

（出所：市ホームページから入手した情報を監査人加工）

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 環境保護の観点から、他の社寺等でのアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所設置の必要性について検討すべき

アイドリング・ストップ条例が施行されて16年経過しているため、当該条例の趣旨を踏まえて、環境保護の観点から、他のアイドリング・ストップ重点区域の社寺等でのアイドリング・ストップ実践乗務員休憩所設置の必要性について検討すべきである。

(2) 適切な予算要求資料の作成について

① 適切な予算要求資料の作成に関する現状

平成 28 年度の観光便所管理委託料について所管課が作成した予算要求資料において、2,578 千円と積算されていたが、日数が 366 日、消費税率が 9%で計算されており、平成 28 年度のあるべき日数 365 日、消費税率 8%で再計算すると、2,568 千円となり 10 千円低く積算され、10 千円過大に予算要求をしていた。

この原因について所管課に質問したところ、平成 27 年度の予算要求において、日数を 366 日、平成 27 年 10 月から消費増税が予定（8%→10%）されていたため、消費税率を 9%で計算していたが、平成 28 年度の予算要求資料でも、平成 27 年度の様式をそのまま使用して、日数 366 日、消費税率 9%で計算してしまったとのことであった。

② 監査の結果

i) 予算要求資料及びその積算資料を作成者以外の者がチェックする体制を整備し、適切に予算要求資料を作成すべき

予算は無駄なく効率的に使用すべきであり、予算要求資料は適切に積算した資料に基づき作成すべきであった。また、同様のことが起こらないよう、予算要求資料及びその積算資料の作成については、作成者以外の者がチェックする体制を整備すべきである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

【20】奈良県ビジターズビューロー負担金経費

1. 概要

事業名	奈良県ビジターズビューロー負担金経費				
所管課	観光戦略課	開始年度	平成 21 年度		
事業目的	奈良県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことを目的として設立された一般財団法人奈良県ビジターズビューローを支援する。				
事業概要	一般財団法人奈良県ビジターズビューローの行うコンベンション誘致活動等に対して支援を行う。 また、当法人ホームページにおける会場・周辺施設の情報の充実を図り、世界遺産を有する市の立地特性（ユニークベニュー）を発信することで、市へのコンベンション誘致を促進している。				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	29,740	28,800	28,580	28,580
	決算額	29,190	28,160	28,580	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	28,580	28,580	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	28,580	28,580
計	28,580	28,580	計	28,580	28,580

平成 21 年 4 月に社団法人奈良県観光連盟と財団法人奈良コンベンションビューローを統合して一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下、「ビューロー」という。）が設立され、継続的に観光客の誘致活動を進めている。平成 26 年度には、観光閑散期に多数の宿泊が見込める国際コンベンションを県内で開催する主催者に対し、主要駅・主要ホテルと会場間の移動に必要なシャトルバスの経費への助成を開始している。

平成 28 年度の事業費（決算額）の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

項目	金額
国際コンベンション開催助成金	6,400
運営事業補助	17,934
その他負担金・会費	4,246
合計	28,580

2. 監査の結果及び意見

(1) 国際コンベンション開催に関する助成金について

① 国際コンベンション開催に関する助成金に関する現状

ビューローでは、国際コンベンションを開催する者に対して、その開催経費を助成する「国際コンベンション開催助成事業」を実施している。

助成が受けられるコンベンションは会期が2日以上、奈良県内での延べ宿泊者数が100人以上などの条件を満たした一定規模以上のものであり、延べ宿泊者数に応じて100千円から600千円を助成している。また、6月から9月又は12月から2月に開催されるコンベンションにおいて、主催者が宿泊施設と会場間、複数会場間、宿泊施設間の移動に供するため、シャトルバスを運行した場合に、80千円を限度としてバスチャーター代の実費額を助成する「国際コンベンションシャトルバス助成事業」も実施しており、その助成金額は「国際コンベンション開催助成金」に含まれている。

国際コンベンションの大半は市内で開催されることなどから、市は負担金として「国際コンベンション開催助成金」「国際コンベンションシャトルバス助成金」をビューローへ支払っている。

国際コンベンションの開催実績と、市が支払う負担金及びビューローがコンベンション主催者に支払った助成額は次のとおりである。

	項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
A	国際コンベンション開催件数(カッコ内は市内での件数であり、内数)	34件 (33件)	23件 (22件)	34件 (31件)
B	市が支出した負担金(コンベンションとシャトルバスの合計)	7,000千円	6,800千円	6,400千円
C	ビューローが助成した額 (同上)	5,910千円	2,172千円	4,267千円
D	助成事業の収支差額 (B-C)	1,090千円	4,628千円	2,132千円

(出所：ビューロー事業報告書を監査人加工)

これによると、助成金は国際コンベンションの多寡に応じて2,000千円から6,000千円弱と年度によって助成額が増減しているが、市の負担は6,000千円から7,000千円程度である。したがって、収支差額(上表のD)が生じている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 国際コンベンション開催に関する助成金は実績額を負担するようにすべき

本負担金は精算に関する定めがないことから、ビューローによる助成実績が少ない年度であっても、負担金の額は年度当初に決定された額から変更されていない。

補助対象要件を満たす国際コンベンションの開催実績が少ない現状においては、国際コンベンションの開催実績と負担金支出が見合っていないと考えられる。

したがって、市の負担金の額を、ビューローが助成した実績額とすることで市の歳出額を最小限に抑えるべきである。

(2) ビューロー負担金の使用実績の検証について

① ビューロー負担金の使用実績の検証に関する現状

ビューローは概要に記載のとおり、自己収入、奈良県からの補助金及び市からの負担金等の収入を財源として、誘致促進事業やコンベンション誘致・開催支援事業等複数の事業を実施している。市は、ビューローから収支計算書を含む事業報告書を毎年度入手しているが、負担金として支出した額がどの事業にいくら使用されたかを検証していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) ビューロー負担金の使用実績を検証すべき

市の負担金を財源とする事業が計画どおりに実施され、事業に要した実績額がどの程度であったかを検証しなければ、負担金の額の適切性が判断できない。

ビューローの収支計算書は、市からの負担金収入と当該負担金を財源とした事業費支出との対応関係が不明瞭になっている事業があり、上記検証には適さないことから、市からの負担金による収入と交付対象事業の支出額の対応関係が明瞭に記載された収支計算書の提出を求め、負担金交付額の適切性の検討を行うとともに、必要に応じて支出根拠書類の提出を求めることを検討すべきである。

【21】奈良町振興補助経費

1. 概要

事業名	奈良町振興補助経費				
所管課	奈良町にぎわい課	開始年度	平成 24 年度		
事業目的	<p>なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「奈良町」において、地域文化振興事業及び調査研究・広報啓発事業を実施することにより、歴史的町並みや建造物等の保存を行い、「奈良町」の活性化を図り、市民をはじめ「奈良町」を訪れる多くの人々に対して、市民文化の総合的な発展に寄与する。</p>				
事業概要	<p>ギャラリー「格子の家」展示事業（年3回） ならまちナイトスクーリング（夏・冬各1回） デッサン能・上方舞（年各1回） ならまちわらべうたフェスタ（10月） ならまちお尋ね処（通年） ならまち散策マップ作成</p> <p>奈良町の活性化を図るため、継続して総合財団に対して負担金を支出している。</p> <p>平成 28 年度事業実施者：一般財団法人奈良市総合財団</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	28,170	28,500	27,400	25,700
	決算額	26,693	28,229	26,272	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	27,400	26,272	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	27,400	26,272
計	27,400	26,272	計	27,400	26,272

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助事業の実施について

① 奈良町振興補助経費の精算報告に関する現状

市の外郭団体である総合財団は文化の創造に寄与することを目的とし、奈良町の歴史や文化資産等を活用した地域振興事業を行っている団体である。市は総合財団が実施する奈良町の活性化に寄与する地域振興事業に対して補助金を交付している。このため、市は総合財団から年度末に実績報告を受けているが、総合財団は市の外郭団体であるため、補助対象経費のうち人件費の予算を総合財団職員の平均給与で計上し、総合

財団からの実績報告においても、平均給与で行うこととしている。

平成 28 年度における奈良町振興補助経費に係る総合財団からの補助金精算報告は以下のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	金額
1. 事業活動収入	
補助金収入	27,420
事業活動収入計	27,420
2. 事業費支出	
人件費支出	23,174
委託費支出	1,382
その他支出	1,736
事業費支出計	26,292
3. 精算返納額	1,128

(出所：平成 28 年度 補助金事業経費精算表より一部抜粋)

平成 28 年度補助金精算報告のうち、人件費に関する精算は以下のとおりである。

(単位：千円)

氏名	人件費
職員 A	7,116
職員 B	7,116
職員 C	7,116
合計	21,349

(出所：平成 28 年度 人件費決算明細書より一部抜粋)

なお、市を通じて総合財団に対して平成 28 年度の人件費実績を確認したところ、下表のとおりであった。

(単位：千円)

氏名	人件費
職員 A	8,263
職員 B	7,054
職員 C	5,480
合計	20,798

(出所：実際発生額に基づく平成 28 年度人件費決算明細書より一部抜粋)

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助事業にかかった人件費の実績を把握すべき

当該補助事業の実績報告を総合財団の平均給与で行っているため、実際にどの職位又は年次の人がどの程度業務に携わっていたかを把握することができず、費用対効果を測定することができない。

また、市の外郭団体である総合財団職員の平均給与の変動がそのまま補助金額の増減に影響するのは合理的でなく、本来は、補助事業の業務量や難易度を積算して金額を決定する必要がある。

このため、市は補助事業の業務量や難易度を測るために目的事業に従事した日数等を確認し、補助事業にかかった人件費の実績を把握すべきである。

【22】各種観光振興団体負担金等経費（観光戦略課所管）

1. 概要

事業名	各種観光振興団体負担金等経費（観光戦略課所管）				
所管課	観光戦略課	開始年度	負担金ごとに異なる		
事業目的	観光産業を取り巻く状況の把握及び分析は欠かせないものであるため、各種団体への参加などを通じて、情報交換及び協力関係の構築に努める。				
事業概要	奈良市観光産業推進協議会（以下、「観推協」という。） ⁹ などの各種団体へ参加や支援を行うことにより観光産業を取り巻く状況の把握及び情報の収集を行い、各種団体と情報交換及び協力を行っている。				
事業費 (千円)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	当初予算額	9,652	8,589	8,186	8,104
	決算額	9,539	8,195	8,186	

平成28年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	3,885	3,885	県補助金	-	-
負担金	4,301	4,301	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	8,186	8,186
計	8,186	8,186	計	8,186	8,186

【平成28年度負担先名称一覧】

(単位：千円)

名称	金額
世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター運営補助	3,885
世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター負担金	540
奈良観光産業推進協議会負担金	1,800
奈良インバウンド促進協議会負担金	361
日本政府観光局（JNTO）事業負担金	300
関西国際空港内観光案内所運営協議会負担金	800
その他負担金	500
合計	8,186

⁹奈良観光産業推進協議会：奈良観光産業の振興に関する事業を実施し、奈良地域経済の活性化を推進することを目的として設定された任意団体である。

構成メンバーは、市、奈良商工会議所、ビューロー、市観光協会の4団体であり、奈良商工会議所の中に事務局が置かれている。

平成 28 年度の観推協の収支決算書は以下のとおりである。

【平成 28 年度 観推協 収支決算書】

(単位：千円)

収入の部	予算額	決算額	増△減	備考
負担金	2,758	2,758	-	・市 1,800 ・奈良商工会議所 560 ・ビューロー 368 ・市観光協会 30
雑収入	1	0	△0	・預金利息
繰越金	568	568	△0	・前年度繰越金
合計	3,327	3,326	△1	

支出の部	予算額	決算額	増△減	備考
インバウンド促進事業費	1,550	1,224	△326	・観光プロモーション事業 ・中国語講座 ・留学生との意見交換会
オフシーズン対策事業費	850	850	-	・修学旅行の誘致促進助成 ・奈良県「観光フェア」助成
奈良観光イベント協力費	500	500	-	・なら燈花会・なら瑠璃絵への協賛 ・采女祭への協賛 ・菅原の里盆梅展への協賛
視察研修事業費	250	195	△55	・近隣観光施策事業先進地視察
事業費	100	66	△34	・会場費等
雑費	10	6	△4	・振込手数料等
予備費	67	-	△67	
収支差額	-	484	484	
合計	3,327	3,325	△2	

2. 監査の結果及び意見

(1) 観光産業推進協議会への負担金額について

① 観光産業推進協議会への負担金額に関する現状

観推協は市、奈良商工会議所、ビューロー、市観光協会からの負担金を収入（平成 28 年度実績 2,758 千円）として事業を実施しているが、そのうち 400 千円はなら燈花会・なら瑠璃絵の協賛金として支出している。

なお、同様に観推協に負担金支出しているビューロー、奈良商工会議所、市観光協会からもなら燈花会及びなら瑠璃絵に協賛している。

【観推協への負担金拠出一覧（平成 28 年度実績）】

（単位：千円）

団体名	負担額
市	1,800
奈良商工会議所	560
ビューロー	368
市観光協会	30
合計	2,758

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 特定の事業に対する負担金又は補助金に切り替えるべき

本来、負担金又は補助金は団体が直接的に実施する事業に対して支払われるものである。しかし、観推協へ負担金を支出している団体は直接、なら燈花会・なら瑠璃絵に補助金支出又は協賛していることに加えて、結果的に観推協を通じて間接的に協賛しているように見え、資金の流れが不明瞭となっている。

このため、特定の事業に対する負担金又は補助金に切り替えることで、負担又は補助の目的を明確にすべきである。

(2) 補助金の交付事業に関する収支の確認について

① 補助金等の交付事業に関する収支の確認に関する現状

平成 28 年度の包括外部監査で指摘事項とされていた、補助金の交付事業に関する収支の確認についての対応が本報告書作成時点で方針が明確に決まっていない。

すなわち、市は、補助金について、収支報告を交付先より受けているが、現状は証拠書類の確認は行っていない。

当年度においては、どのような手法で証拠書類の確認を行うか全庁的に検討中であり、方針が現時点では未確定である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 証拠書類の確認の方針を決定し実行すべき

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金等の交付に関する説明責任を果たせるようにする必要があることから、速やかに方針を決定し、証拠書類の確認を実施すべきである。

【23】 各種観光振興団体負担金等経費（観光振興課所管）

1. 概要

事業名	各種観光振興団体負担金等経費（観光振興課所管）				
所管課	観光振興課	開始年度	負担金ごとに異なる		
事業目的	国際文化観光都市「奈良」として、観光客誘致や受入体制の充実等の観光振興施策を関係団体と協力して推進するために、各種観光振興団体に負担金等を支出している。				
事業概要	平城宮跡菊花大会（奈良県菊花連盟）、若草山焼き（県、若草山保勝会）、奈良のシカ保護（県、春日大社）等を関係団体と協力して実施している。				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	6,863	6,811	6,863	7,728
	決算額	3,991	4,980	6,209	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	6,863	6,209	使用料手数料	-	-
その他	-	-	一般財源等	6,863	6,209
計	6,863	6,209	計	6,863	6,209

【平成 28 年度負担先名称一覧】

(単位：千円)

名称	決算額
平城宮跡菊花大会開催負担金	498
若草山焼き行事实行委員会負担金	3,300
「奈良のシカ」環境整備事業負担金	2,411
合計	6,209

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【24】外国人観光客誘致促進経費

1. 概要

事業名	外国人観光客誘致促進経費				
所管課	観光戦略課	開始年度	平成 23 年度		
事業目的	外国からの観光客を誘致するにあたり、市内の観光施設の受入基盤を整備することで、外国人観光客に満足してもらい、リピーター率を上げることに繋げる。また、海外に市の魅力を発信することを目的とする。				
事業概要	<p>外国語（英語・韓国語）のスタッフを配置し、パンフレット等をはじめとする各観光施策事業の外国語対応に加え、市内の観光地、観光施設（旅館・ホテル、物販店、飲食店など）を実地調査しつつ、外国人観光客に分かりやすい表記をアドバイスする。</p> <p>また、市をPRするためにインバウンド用PRビデオを制作する。</p> <p>英語・中国語・韓国語の多言語化について、地図やパンフレット等の対応を進めている。また、海外向けの観光プロモーション用の資料作成を行っている。</p>				
事業費 (千円)		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	当初予算額	10,826	8,975	6,711	8,685
	決算額	8,415	8,844	6,419	

平成 28 年度の事業費及びその財源内訳(単位：千円)

事業費内訳	当初予算額	決算額	財源内訳	当初予算額	決算額
委託料	-	-	国庫補助金	-	-
補助金	-	-	県補助金	-	-
負担金	-	-	使用料手数料	-	-
その他	6,711	6,419	一般財源等	6,711	6,419
計	6,711	6,419	計	6,711	6,419

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

以上